

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

吸収合併に係る会社法上の事後備置書面



2024年4月1日
住友重機械工業株式会社
代表取締役 下村 真司



合併に係る事後開示事項

住友重機械工業株式会社（以下「当社」といいます。）は、2023年9月28日付合併契約に基づき、2024年4月1日をもって、住友重機械精機販売株式会社（以下「精機販売」といいます。）との間で吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行いました。

本件吸収合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、以下の通りです。

1. 本件吸収合併が効力を生じた日

2024年4月1日をもって本件吸収合併は効力を生じています。

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

精機販売は、当社の100%子会社であるため、本件吸収合併をやめることの請求に係る手続は行っておりません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

精機販売は、当社の100%子会社であるため、反対株主からの株式買取請求に係る手続は行っておりません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

精機販売は、新株予約権を発行していなかったため、該当する事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

精機販売は、会社法第789条第2項の規定に基づき2024年2月5日付で官報による公告を行い、その知れたる債権者に対しては個別の催告を行いました。所定の期間内に会社法第789条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による手続の経過

本件吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社は本件吸収合併をやめることの請求に係る手続は行っておりません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

本件吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社は反対株主からの株式買取請求に係る手続は行っておりません。

当社は、会社法第797条第4項の規定に基づき、2024年2月5日付で電子公告を行いました。所定の期間内に反対の意思の通知をした株主は一人もおりませんでした。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき2024年2月5日付官報及び同日付電子公告を行いました。所定の期間内に会社法第799条第1項の規定による異

議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
当社は、精機販売より、その資産、負債及びその他の権利義務一切を承継しました。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項
別紙のとおりです。
6. 本件吸収合併による変更登記をした日
2024 年 4 月 1 日付で本件吸収合併による変更登記申請を行いました。
7. その他本件吸収合併に関する重要な事項
該当はありません。

以 上

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づく

当社と住友重機械工業株式会社との
吸収合併に係る事前備置書類



(消滅会社)

2024年2月5日

住友重機械精機販売株式会社

代表取締役 岡田 典夫



合併に係る事前開示書類

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の定めに従い、以下のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 合併契約書の内容

別紙1「合併契約書」のとおりです。

2. 合併対価及び割当の相当性に関する事項

存続会社である住友重機械工業株式会社は当社の発行株式全部を所有しているため合併に際しては株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

3. 新株予約権の対価の相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社（住友重機械精機販売株式会社）について次に掲げる事項

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

②最終事業年度の末日後に生じた重要な財産等の処分等

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社（住友重機械工業株式会社）について次に掲げる事項

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

②臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③最終事業年度の末日後に生じた重要な財産等の処分等

該当事項はありません。

6. 債務履行の見込みに関する事項

当社及び吸収合併存続会社の直近の貸借対照表をもとに、資産の額及び負債の額等について検討した結果、合併の効力発生日以後における当社の債務については、その履行の見込みは充分あるものと考えております。

7. 吸収合併契約等備置開始後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、会社法施行規則第182条第1号から第5号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項
変更が生じた際は、別紙として追加します。

2024年2月5日

住友重機械精機販売株式会社

代表取締役社長 岡田 典夫





合併契約書

住友重機械工業株式会社（住所：東京都品川区大崎二丁目1番1号。以下「甲」という）と、住友重機械精機販売株式会社（住所：東京都品川区大崎二丁目1番1号。以下「乙」という）とは、合併に関し以下の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という）を行い、甲は存続し、乙は解散する。

（本件合併に際して発行する株式等）

第2条 甲は、乙の発行済株式の全てを保有しているため、本件合併に際して、新株式を発行しないものとし、乙の株主に対してその保有する乙の株式に代わる金銭等を交付しない。

（資本金及び準備金）

第3条 甲は、本件合併により資本金及び準備金を増加しない。

（効力発生日）

第4条 本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2024年4月1日とする。但し、甲及び乙は、本件合併手続の進行上の必要に応じ、協議の上これを変更することができる。

（会社財産の引継）

第5条 乙は、2023年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した資産及び負債並びに権利義務の一切を甲に引き継ぐものとする。

（善管注意義務）

第6条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意義務をもって業務執行及び財産管理を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う際には、甲乙事前に協議し合意の上これを行う。

（従業員の引継）

第7条 甲は、本件合併の効力発生日における乙の従業員を引き継ぐものとし、甲乙双方の従業員の労働条件の相違については、必要に応じて調整する。

(本件合併条件の変更及び本契約の解除)

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでにおいて、天災地変、その他の事由により、甲又は乙の資産又は経営状態に重大な変動が生じたときには、甲乙協議の上、本件合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約に定めのない事項)

第9条 甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、本件合併に必要な事項があるときは、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上定める。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

2023年9月28日

甲：住友重機械工業株式会社

東京都品川区大崎二丁目1番1号

代表取締役社長 下村 真司



乙：住友重機械精機販売株式会社

東京都品川区大崎二丁目1番1号

代表取締役社長 岡田 典夫



(第40期定時株主総会議案書添付書類)

第 40 期

会 社 法 計 算 書 類 等

自:令和4年4月1日

至:令和4年12月31日

1. 事 業 報 告	1
2. 事業報告の附属明細書	
(当事業年度において、会社法施行規則第128条 による記載事項はありません。)	
3. 計 算 書 類	5
(1) 貸 借 対 照 表	5
(2) 損 益 計 算 書	6
(3) 株主資本等変動計算書	7
(4) 個 別 注 記 表	8
4. 計算書類の附属明細書	11

東京都品川区大崎二丁目1番1号

住友重機械精機販売株式会社

貸借対照表

(令和4年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,644,301	流動負債	4,814,370
現金及び預金	16,022	支払手形	533,758
受取手形	1,435,139	買掛金	3,489,453
売掛金	5,347,888	未払金	393,207
契約資産	1,414	未払法人税等	11,229
製品	3,229	未払費用	85,742
半製品	523,146	契約負債	1,535
仕掛品	35,173	前受金	13,255
貯蔵品	742	預り金	111,098
前払費用	16,945	賞与引当金	164,855
未収入金	11,808	リース債務(短期)	10,238
未収法人税等	51,892	固定負債	1,249,924
未収収益	1,380	退職給付引当金	402,695
預け金(短期)	5,199,520	預り保証金	833,611
その他の流動資産	4	リース債務(長期)	13,618
固定資産	3,357,332		
有形固定資産	319,567	負債合計	6,064,294
建物及び構築物	81,005	(純資産の部)	
機械装置	46,881	株主資本	9,629,536
車両運搬具	4,200	資本金	400,000
工具器具備品	17,795	資本剰余金	49,970
土地	148,753	資本準備金	49,970
建設仮勘定	2,838	利益剰余金	9,179,566
リース資産(有形)	18,095	利益準備金	69,260
無形固定資産	17,739	その他利益剰余金	9,110,306
ソフトウェア	4,561	別途積立金	1,019,212
建設仮勘定(無形)	9,645	繰越利益剰余金	8,091,094
リース資産(無形)	3,532		
その他の無形固定資産	0	評価・換算差額等	307,804
投資その他の資産	3,020,026	その他有価証券評価差額金	307,804
預け金(長期)	2,300,000		
投資有価証券	556,139	純資産合計	9,937,339
破産更生債権等	2,752	負債及び純資産合計	16,001,633
長期前払費用	1,240		
繰延税金資産(長期)	47,611		
その他	120,027		
貸倒引当金	△7,742		
資産合計	16,001,633		

損 益 計 算 書

〔 自令和3年 4月 1日
至:令和4年12月31日 〕

(単位:千円)

売上高		30,371,306
売上原価		27,076,099
売上総利益		3,295,207
販売費及び一般管理費		2,612,508
営業利益		682,699
営業外収益		
受取利息及び配当金	23,146	
雑収入	2,716	25,862
営業外費用		
支払利息	9,910	
雑損失	51,735	61,646
経常利益		646,915
税引前当期純利益		646,915
法人税、住民税及び事業税	103,507	
過年度法人税等	△1,226	
法人税等調整額	92,918	195,200
当期純利益		451,715

株主資本等変動計算書

〔 自令和3年4月1日
至:令和4年12月31日 〕

(単位:千円)

	株 主 資 本					
		資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
			資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
前 期 末 残 高	400,000	49,970	69,260	1,019,212	7,870,268	
当 期 変 動 額	剰余金の配当				-230,890	
	当期純利益				451,715	
	剰余金からの組入					
	資本への組入					
	株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期中の変動額合計					220,825	
当 期 末 残 高	400,000	49,970	69,260	1,019,212	8,091,094	

	株 主 資 本			評価・換算 差額等	純資産合計
		利 益 剰 余 金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金		
		その他 利益剰余金 合計	合計		
前 期 末 残 高	8,889,481	8,958,741	9,408,711	468,883	9,877,594
当 期 変 動 額	剰余金の配当	-230,890	-230,890	-230,890	-230,890
	当期純利益	451,715	451,715	451,715	451,715
	剰余金からの組入				
	資本への組入				
	株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				-161,080
当期中の変動額合計	220,825	220,825	220,825	-161,080	59,746
当 期 末 残 高	9,110,306	9,179,566	9,629,536	307,804	9,937,339

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

時価のある株式	決算期末日の市場価格に基づく時価法
時価のないもの	移動平均法に基づく低価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品	個別法に基づく原価法
半製品、仕掛品	総平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法

(2) 無形固定資産

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金(一括評価)

期末現在の一般債権の貸倒による損失に備えるため、過去の貸倒実績率により見積り計上している。

(2) 貸倒引当金(個別評価)

貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる債権の損失見込額として、個別債権の回収不能額を見積計上している。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに充てるため、支給見込額を計上している。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職による支出に備えるため、退職給付会計制度で定める簡便法により算出された退職給付債務を全額計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に減・変速機の販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

6. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用している。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	260,117 千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	5,344,512 千円
短期金銭債務	3,316,374 千円
長期金銭債権	2,300,000 千円
3. 事業年度末満期手形	
手形交換日をもって決済処理をしておりますが、当事業年度末が金融機関の休日であったため、以下の事業年度末日満期手形が事業年度末残高に含まれております。	
受取手形	6,162 千円
支払手形	112,100 千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引	
売上高	643,475 千円
仕入高	25,621,373 千円
その他の営業取引	
経営指導・業務委託料	74,900 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

当事業年度末の発行済株式の種類及び総数	
普通株式	4,198株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
令和4年6月28日 定時株主総会	普通株式	230,890千円	55千円	令和4年3月31日	令和4年6月29日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金及び賞与引当金の否認等であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は減速機等の販売会社として、減速機（主に住友重機械工業製減速機）の販売、分解整備事業を行っており、運転資金及び設備投資資金は自己資金にて運用しております。資金運用については、親会社である住友重機械工業(株)への預け入れに限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。預け金は、余剰資金の預け入れであり、預け先は親会社である住友重機械工業(株)に限定しております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、1年以内の支払期日です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社では、減速機の受注前に取引先の与信審査を行っております。また、定期的に与信評価を実施し、信用力を確認した上で取引を継続しております。加えて、取引先毎の営業債権の期日及び残高を管理し、回収懸念の早期把握に努めております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に直や発行体の財務状況を把握しております。また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年12月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(千円)

	貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1)現金及び預金	16,022	16,022	—
(2)受取手形	1,435,139	1,435,139	—
(3)売掛金	5,347,888	5,347,888	—
(4)預け金(短期)	5,199,520	5,199,520	—
(4)預け金(長期)	2,300,000	2,300,000	—
(5)投資有価証券	556,139	556,139	—
(6)破産更生債権等	2,752	2,752	—
貸倒引当金(※2)	△2,752	△2,752	—
(7)支払手形	(533,758)	533,758	—
(8)買掛金	(3,489,453)	3,489,453	—
(9)未払金	(393,207)	393,207	—
(10)預り保証金	(833,611)	833,611	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

(※2) 破産更生債権等に対応する個別貸倒引当金を控除しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金、並びに(4)預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(6) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は貸借対照表日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しております。

(7) 支払手形、(8)買掛金、並びに(9)未払金

(10) 預り保証金

これらは代理店等の取引先からの営業保証金であり現金での差し入れであることから、当該帳簿価額によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位:千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	住友重機械工業(株)	被所有 直接100%	同社商品 の仕入	商品の仕入(注2)	20,882,614	買掛金	2,556,231
				資金の預入(注3)	△ 344,475	預け金	7,499,520
				グループ通算税制 に係る未払額	127,499	未払金	50,508
親会社の 子会社	住友重機械 ギヤボックス(株)	なし	同社商品 の仕入	商品の仕入(注4)	4,635,006	買掛金	688,955

取引方針及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

(注2) 親会社である住友重機械工業(株)からの商品の購入については、市場価格を勘案して価格交渉の上決定している。

(注3) 資金の受入の取引はキャッシュ・マネジメント・システムによるもので当該事業年度における純増減額を記載しております。

(注4) 兄弟会社である住友重機械ギヤボックス(株)からの商品の購入については市場価格を勘案して価格交渉の上決定している。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 2,367,160円38銭

1株当たり当期純利益 107,602円47銭

計算書類の附属明細書

〔 令和3年4月1日から
令和4年12月31日まで 〕

1. 固定資産の取得及び処分並びに減価償却の明細

(単位:千円)

		期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	減価償却 累計率(%)
有形 固定 資産	建物	54,397	8,893	3,500	3,287	56,502	55,377	49.5
	構築物	27,148	—	—	2,645	24,503	28,719	54.0
	機械装置	55,485	—	3,374	5,230	46,881	101,962	68.5
	車両運搬具	0	5,592	0	注 1,392	4,200	1,392	24.9
	工具器具備品	22,712	491	1,651	3,757	17,795	53,471	75.0
	土地	148,753	—	—	—	148,753	—	—
	建設仮勘定	216	15,636	13,014	—	2,838	—	—
	リース資産	16,223	8,952	—	7,081	18,095	19,197	51.5
	計	324,934	39,564	21,540	23,392	319,567	260,117	—
無形 固定 資産	ソフトウェア	6,019	970	—	2,427	4,561	113,542	96.1
	電話加入権	0	—	—	—	0	—	—
	建設仮勘定	6,079	4,537	970	—	9,645	—	—
	リース資産	203	4,238	—	909	3,532	706	16.7
	計	12,301	9,745	970	3,337	17,739	114,248	—

注. 賃貸業に係る資産について、賃貸に供した期間の減価償却費91千円は、売上原価に含めております。

2. 引当金の明細

(単位:千円)

	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高
貸倒引当金(個別評価)	7,742	—	—	7,742
退職給付引当金	534,564	—	131,869	402,695

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:千円)

費目名	金額	摘要
役員報酬	14,639	
従業員給与	1,013,493	
従業員賞与	451,844	
退職金	20,923	
退職給付費用	△ 95,996	
法定福利費	249,381	
福利厚生費	31,594	
人件費計	1,685,879	
外注費	52,307	
経営指導料	74,900	
派遣労働者人件費	122,128	
消耗備品費	7,633	
減価償却費	26,637	
賃借料	323,516	
保険料	4,722	
修繕費	27,375	
租税公課	32,401	
水道光熱費	16,543	
旅費交通費	70,090	
海外渡航費	476	
教育訓練費	4,353	
通信費	96,873	
交際費	12,082	
支払運送費	23,767	
会費	298	
広告宣伝費	8,183	
図書費	409	
消耗品費	15,040	
会議費	3	
雑費	49,095	
通勤費	21,358	
戻入高	△ 63,559	
経費計	926,630	
販売費及び一般管理費合計	2,612,508	

第127期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年 3月30日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

開催場所

当社本店25階会議室
東京都品川区大崎二丁目1番1号
(ThinkPark Tower)

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

郵送又はインターネット等による議決権行使期限

2023年3月29日(水曜日)午後6時まで

株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染予防のため、ご来場は控えていただきますようお願い申し上げます。なお、本株主総会における感染拡大防止対応を、以下の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認ください。
<https://www.shi.co.jp/ir/stock/meeting/index.html>

本年は、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

書面としてお送りする招集ご通知には記載していない事項



法令及び当社定款第16条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、このマークの事項は、書面としてお送りする招集ご通知には記載しておりません。

ごあいさつ 2



招集ご通知

第127期定時株主総会招集ご通知 3
議決権行使のご案内 7



株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件 9
第2号議案 取締役11名選任の件 10
第3号議案 監査役2名選任の件 23
第4号議案 補欠監査役1名選任の件 25
(ご参考) 当社のコーポレートガバナンスについて 26



事業報告

1. 企業集団の現況 31
2. 会社の現況 44

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針



連結計算書類

連結貸借対照表 53
連結損益計算書 54
(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 55

連結株主資本等変動計算書

連結注記表



計算書類

貸借対照表 56
損益計算書 57

株主資本等変動計算書

個別注記表



監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 58
会計監査人の監査報告書 60
監査役会の監査報告書 62

株主総会会場ご案内図



当社ウェブサイト

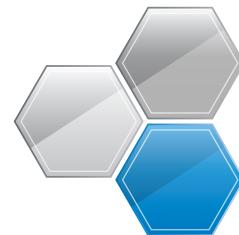
<https://www.shi.co.jp>



東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>





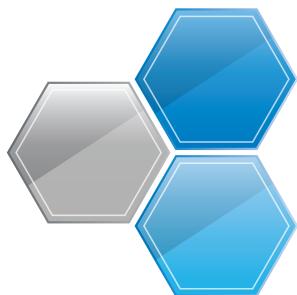
株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第127期定時株主総会を3月30日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 しも むら しん じ
下村真司

経営理念



企業使命

一流の商品とサービスを世界に提供し続ける機械メーカーを目指します。
誠実を旨とし、あらゆるステークホルダーから高い評価と信頼を得て、
社会に貢献します。

私たちの価値観

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 顧客第一 | 顧客価値を第一に考え優れた商品とサービスを提供します。 |
| 変化への挑戦 | 現状に甘んずることなく変化に挑戦し続けます。 |
| 技術重視 | 独自の技術を磨き社会の発展に貢献します。 |
| 人間尊重 | 互いを尊重し学び合い成長する組織風土を育みます。 |

株主のみなさまへ

東京都品川区大崎二丁目1番1号

 住友重機械工業株式会社

代表取締役社長 下村真司

第127期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第127期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、ご来場は控えていただき、郵送又はインターネット等による議決権の事前行使をお願い申し上げます。議決権の事前行使に当たっては、株主総会参考書類をご検討いただき、2023年3月29日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスいただき、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.shi.co.jp>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、トップページより「株主・投資家の皆様へ」「株式情報」「株主総会」を順にご選択いただき、ご確認ください。）



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「住友重機械工業」又は「コード」に当社証券コード「6302」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



敬 具

議決権行使の方法



株主総会にご出席される場合

▶ 本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書面を会場受付にご提出ください。



郵送により議決権を行使される場合

▶ 本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書面に賛否をご表示いただき、**2023年3月29日（水曜日）午後6時まで**に到着するようにご返送ください。



インターネット等により議決権を行使される場合

▶ 8頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認の上、**2023年3月29日（水曜日）午後6時まで**に賛否をご入力ください。

株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）につきましては、本総会では、会社法に基づく書面交付請求の有無にかかわらず、全ての株主様に一律にお送りすることとしております。

1. 日 時 **2023年3月30日**（木曜日） **午前10時**（受付開始：午前9時）

（今回の開催日が前回定時株主総会日（2022年6月29日）に相当する日と離れておりますのは、第127期より当社の事業年度の末日を3月31日から12月31日に変更したためであります。）

2. 場 所 **当社本店 25階会議室**

東京都品川区大崎二丁目1番1号（ThinkPark Tower）

3. 目的事項

報告事項 **1** 第127期（2022年4月1日から2022年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2 第127期（2022年4月1日から2022年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項 **第1号議案** 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役11名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

その他本招集ご通知に関する事項

◎書面交付請求をいただいた株主様にご送付した電子提供措置事項を記載した書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」及び「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は記載していませんが、これらのうち、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」及び「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」は、事業報告の一部として、監査役による監査の対象となっており、また、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、連結計算書類又は計算書類の一部として、会計監査人及び監査役による監査の対象となっております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

本総会当日の様子は、後日インターネット上の当社ウェブサイトに、その内容を掲載させていただきます。



当社ウェブサイト

<https://www.shi.co.jp>



東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主のみなさまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の方法がございます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書面を 会場受付にご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書面を会場受付にご提出願います。代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書面とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限ることとさせていただきます。



株主総会開催日時

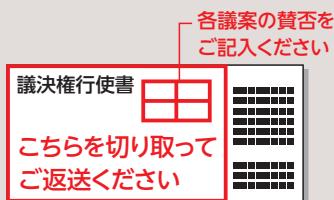
2023年3月30日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

株主総会にご出席されない場合



郵送による ご提出

議決権行使書面に各議案の賛否をご表示の上、切手を貼らずにご返送ください。



行使期限

2023年3月29日(水曜日)
午後6時到着分まで



インターネット等 によるご入力

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

スマートフォン、タブレット端末での議決権行使には、「スマート行使」をご利用ください。

詳細は次頁をご覧ください

行使期限

2023年3月29日(水曜日)
午後6時まで

議決権行使書面のご記入方法のご案内

このQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取る方法でも、議決権行使が可能です。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号、第4号議案

賛成の場合……………「賛」の欄に○印
反対の場合……………「否」の欄に○印

第2号、第3号議案

賛成の場合……………「賛」の欄に○印
反対の場合……………「否」の欄に○印
一部の候補者に……………「賛」の欄に○印をし、
反対する場合……………反対する候補者の番号
をご記入ください。

※各議案に対して賛否の表示がない場合、「賛」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、書面又は電磁的方法によってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書面右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

【注意事項】

※郵送とインターネット等の双方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

※インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

システム等に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書面に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分につきましては、期間利益に応じた株主配当及びその向上を基本姿勢としつつ、長期的かつ安定的な事業展開に必要な内部留保の充実を図りながら、これらを総合的に勘案し決定することとしております。また、配当性向につきましては、「中期経営計画2023」の期間中において30%以上を基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記配当方針に従い、さらに、当期の業績及び当社を取り巻く経営環境並びに今後の成長に備えるための内部留保の必要性等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭

②株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 45円
配当総額 5,515,349,895円

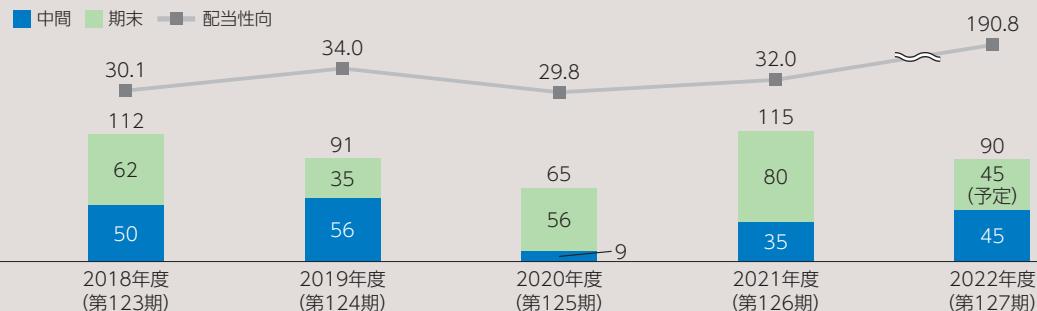
<ご参考>

当期の剰余金の配当は、すでに実施いたしました中間配当の1株につき45円と合わせて、1株につき90円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月31日

<ご参考> 1株当たり配当金及び配当性向の推移 (円/%)



第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役4名を含む取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者属性	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	再任	おかむら てつや 岡村 哲也	代表取締役会長 取締役会議長	指名 報酬 13/13回 (100%)
2	再任	しもむら しんじ 下村 真司	代表取締役社長（兼）CEO	指名 報酬 13/13回 (100%)
3	再任	こじま えいじ 小島 英嗣	代表取締役（兼）専務執行役員 貿易管理室長（兼）企画本部長（兼） エネルギー&ライフラインセグメント長	13/13回 (100%)
4	再任	ひらおか かずお 平岡 和夫	取締役（兼）専務執行役員 インダストリアル マシナリーセグメント長	13/13回 (100%)
5	再任	ちぢいわ としひこ 千々岩 敏彦	取締役（兼）専務執行役員 技術本部長	9/9回 (100%)
6	再任	わたなべ としろう 渡部 敏朗	取締役（兼）常務執行役員 財務経理本部長	9/9回 (100%)
7	新任	あらかき たつろう 荒木 達朗	常務執行役員 パワートランスミッション・コントロール事業部長	—
8	再任 社外 独立	たかはし すずむ 高橋 進	社外取締役	指名 報酬 13/13回 (100%)
9	再任 社外 独立	こじま ひでお 小島 秀雄	社外取締役	指名・委員長 報酬・委員長 13/13回 (100%)

候補者番号	候補者属性	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
10	再任 社外 独立	はまじ あきお 濱地 昭男	社外取締役	指名報酬 13/13回 (100%)
11	新任 社外 独立	もり た すみえ 森田 純恵	—	—

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

指名 指名委員会委員 報酬 報酬委員会委員

(注) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を取締役、監査役全員（以下 取締役等）を被保険者として締結しております。これにより、取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害（但し、保険契約上で免責事由に該当するものを除く）について填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、契約期間満了後は、取締役会にて決議の上、これを更新する予定であります。

(ご参考) 当社が定める「取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」、「社外役員の独立性基準」及び「取締役会のスキルマトリックス」は、26～28頁に記載しております。

候補者
番号

1

おかむら
岡村

てつや
哲也

再任 指名 報酬
(1956年5月5日生)



所有する当社の株式数

6,997株

取締役在任年数

4年9か月

取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

- 1980年4月 当社入社
- 2008年3月 Demag Ergotech GmbH Managing Director & CEO
- 2012年4月 当社常務執行役員
- 2017年4月 常務執行役員 産業機器事業部長
- 2018年4月 専務執行役員 産業機器事業部長
- 2018年6月 取締役(兼) 専務執行役員 産業機器事業部長
- 2020年4月 代表取締役(兼) 執行役員副社長 貿易管理室長
- 2021年1月 代表取締役(兼) 執行役員副社長 貿易管理室長(兼) ICT本部長
- 2021年4月 代表取締役(兼) 執行役員副社長 CIO 貿易管理室長(兼) ICT本部長
- 2022年4月 **代表取締役会長 取締役会議長** 現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

岡村哲也氏は、2008年にDemag Ergotech GmbHのManaging Director & CEOに就任後、2012年に当社常務執行役員に就任し、当社グループのプラスチック機械事業の競争力強化に貢献してまいりました。2017年に産業機器事業部門の責任者に就任後、2018年に取締役専務執行役員に就任し、同事業部門の収益安定化、商品力強化の取組みを推進してまいりました。2020年4月には代表取締役執行役員副社長に就任、2021年4月には最高情報責任者に就任し、当社グループの情報部門の再編強化を推進しました。2022年4月には代表取締役会長に就任するとともに、取締役会議長としてガバナンス体制の強化を推進し、当社グループの経営を担っております。当社は、同氏が経営全般に関する高い識見と監督能力を有していることから、当社の取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

しもむら しんじ
下村 真司

再任

指名

報酬

(1957年2月3日生)



所有する当社の株式数

13,717株

取締役在任年数

6年9か月

取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

1982年4月 当社入社
2012年4月 住友建機株式会社取締役
2013年4月 同社常務取締役
2014年4月 同社専務取締役
2014年4月 当社執行役員
2015年4月 常務執行役員
2015年4月 住友建機販売株式会社代表取締役社長
2016年4月 住友建機株式会社代表取締役社長
2016年6月 当社取締役(兼)常務執行役員
2018年4月 取締役(兼)専務執行役員
2019年4月 **代表取締役社長(兼)CEO** 現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

下村真司氏は、住友建機株式会社の代表取締役社長として、強いリーダーシップのもと、建設機械部門の事業伸長を図る等の功績を上げ、当社グループの経営を担ってまいりました。2019年に当社代表取締役社長に就任後は、「中期経営計画2019」に掲げた課題と目標の達成に向け、強固な事業体質の構築を推進しました。また、2021年から製品及びサービスによる社会課題解決を通じて持続的な企業価値の拡大を目指して「中期経営計画2023」をスタートさせ、最高経営責任者として当社グループの経営を指揮しております。当社は、同氏が経営全般に関する高い識見と監督能力を有していることから、当社の取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

こじま
小島

えいじ
英嗣

再任

(1960年1月3日生)



所有する当社の株式数

4,804株

取締役在任年数

5年9か月

取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

1984年4月 当社入社
2013年11月 メカトロニクス事業部長
2016年4月 常務執行役員 メカトロニクス事業部長
2016年7月 常務執行役員 エネルギー環境事業部長
2017年6月 取締役(兼) 常務執行役員 エネルギー環境事業部長
2021年4月 取締役(兼) 専務執行役員 企画本部長
2022年4月 代表取締役(兼) 専務執行役員
貿易管理室長(兼) 企画本部長
2023年1月 代表取締役(兼) 専務執行役員
貿易管理室長(兼) 企画本部長(兼)
エネルギー&ライフラインセグメント長 現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

小島英嗣氏は、2013年にメカトロニクス事業部長に就任後、当社グループ全体の制御技術を牽引する同事業の責任者として、その役割を果たしてまいりました。2016年に常務執行役員、同年にエネルギー環境事業部門の責任者に就任し、事業競争力強化、競争優位構築への取組みを推し進め、2017年に取締役就任、2021年4月に専務執行役員に昇任するとともに企画部門の責任者として当社グループ全体の戦略の立案と推進をリードしており、また2022年4月には代表取締役に就任し当社グループの経営を担っております。2023年1月からはエネルギー&ライフラインセグメントの責任者として、事業成長への取組みを推進しております。

当社は、同氏が経営全般に関する高い識見と監督能力を有していることから、当社の取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

ひらおか

平岡

かずお

和夫

再任

(1962年7月30日生)



所有する当社の株式数

5,316株

取締役在任年数

2年9か月

取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

1985年4月 当社入社
2012年4月 プラスチック機械事業部長
2015年4月 執行役員 プラスチック機械事業部長
2016年4月 常務執行役員 プラスチック機械事業部長
2020年4月 専務執行役員 プラスチック機械事業部長
2020年6月 取締役(兼) 専務執行役員 プラスチック機械事業部長
2021年4月 取締役(兼) 専務執行役員 精密機器事業部長
2023年1月 **取締役(兼) 専務執行役員**
インダストリアル マシナリーセグメント長 現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

平岡和夫氏は、2012年にプラスチック機械事業部長に就任後、2015年に執行役員、2016年に常務執行役員、2020年に取締役専務執行役員、2021年に精密機器事業部門の責任者に就任しました。2023年1月からは当社グループの成長と高収益化を牽引するインダストリアルマシナリーセグメントの責任者として、事業成長への取組みを推進しております。

当社は同氏が、経営全般に関する高い識見と監督能力を有していることから、当社の取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

ち ぢ い わ と し ひ こ
千々岩 敏彦 **再任**
(1960年8月12日生)



所有する当社の株式数

6,706株

取締役在任年数

9か月

取締役会への出席状況

9 / 9回 (100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

1984年4月 当社入社
2014年4月 技術本部技術研究所長
技術本部技術研究所システム開発センター長
2017年4月 執行役員 技術本部技術研究所長
2020年4月 常務執行役員 技術本部長 (兼) 技術本部技術研究所長
2021年4月 常務執行役員 技術本部長
2022年4月 専務執行役員 技術本部長
2022年6月 **取締役 (兼) 専務執行役員 技術本部長** 現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

千々岩敏彦氏は、技術部門の要職を歴任し2014年には技術研究所長、2020年には技術本部長に就任するなど、長年にわたり当社の技術開発に貢献してまいりました。また2017年に執行役員に就任後、2020年に常務執行役員、2022年に取締役専務執行役員に就任し、技術部門の責任者として幅広く高度な技術的知見をもって当社グループの研究、開発をリードし成果をあげております。

当社は同氏が、当社グループの基盤となる技術全般に関する高い識見と経営全般に関する監督能力を有していることから、当社の取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

わたなべ としろう
渡部 敏朗

再任

(1963年3月27日生)



所有する当社の株式数

1,962株

取締役在任年数

9か月

取締役会への出席状況

9 / 9回 (100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

- 1986年4月 当社入社
- 2010年4月 プラスチック機械事業部企画管理部主管
- 2011年4月 プラスチック機械事業部企画管理部長
- 2014年4月 財務経理本部事業管理グループ部長
- 2019年4月 財務経理本部長
- 2020年4月 執行役員 財務経理本部長
- 2022年4月 常務執行役員 財務経理本部長
- 2022年6月 **取締役(兼)常務執行役員 財務経理本部長** 現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

渡部敏朗氏は、財務経理部門の要職を歴任し、2019年に財務経理本部長に就任後、2020年に執行役員に就任、2022年取締役常務執行役員に就任し、財務・会計等に関する幅広い知見、経験を活かし、財務、経理部門の責任者として、当社グループの収益向上への取組みを推進しております。当社は、同氏が経営全般に関する高い識見と監督能力を有していることから、当社の取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

あ ら き
荒木

た つ ろ う
達郎

新任

(1962年5月25日生)



所有する当社の株式数
1,933株

略歴並びに当社における地位及び担当

- 1986年4月 当社入社
2010年4月 住友重機械テクノフォート株式会社製造部長
2013年4月 株式会社セイサ代表取締役社長
2018年4月 当社執行役員
パワートランスミッション・コントロール事業部ギヤボックス
統括部長
2021年4月 常務執行役員
パワートランスミッション・コントロール事業部生産統括部長
2023年1月 常務執行役員
パワートランスミッション・コントロール事業部長 現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

荒木達郎氏は、2013年に株式会社セイサの代表取締役社長に就任後、2018年に当社執行役員に就任、2021年常務執行役員に昇任し、2023年1月にはパワートランスミッション・コントロール事業部の責任者として、当社グループの収益向上への取組みを推進しております。

当社は、同氏が経営全般に関する高い識見と監督能力を有していることから、当社の取締役に相応しいと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

8

た か は し
高橋
す す む
進

再任

社外

独立

指名

報酬

(1953年1月28日生)



所有する当社の株式数

0株

取締役在任年数

8年9か月

取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

1976年4月 株式会社住友銀行入行（2004年1月退行）
2004年2月 株式会社日本総合研究所理事
2005年8月 内閣府政策統括官
2007年8月 株式会社日本総合研究所副理事長
2011年6月 同社理事長
2014年6月 **当社社外取締役** 現在に至る
2018年4月 株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス
(2023年1月退任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高橋進氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、経済及び経営についての高い識見を有するとともに、民間企業及び政府機関の双方において幅広い実務経験を有しております。

当社は、同氏に対して当社の持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督を期待し、また、同氏が取締役会における積極的な発言や指名委員会委員及び報酬委員会委員としての活動を通じてそれらの役割を果たしていることから、当社の社外取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

同氏が選任された場合には、引き続き、経済及び経営についての高い識見と幅広い経験に基づき、当社経営を監督し、助言を頂くとともに、指名委員会及び報酬委員会の委員として、役員候補者の指名や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

- ▶当社は株式会社東京証券取引所に対して、高橋進氏を独立役員として届け出ております。
- ▶当社は、高橋進氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、10万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする内容の契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者
番号

9

こじま ひでお
小島 秀雄

再任 社外 独立 指名・委員長 報酬・委員長
(1948年11月30日生)



所有する当社の株式数

0株

取締役在任年数

7年9か月

取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

- 1980年3月 公認会計士登録 現在に至る
- 1995年5月 太田昭和監査法人代表社員
- 2000年5月 監査法人太田昭和センチュリー常任理事
- 2004年5月 新日本監査法人東京事務所国際部門長
- 2006年5月 同法人副理事長
- 2010年9月 新日本有限責任監査法人シニアアドバイザー
- 2011年6月 アルパイン株式会社社外監査役
- 2011年6月 当社社外監査役
- 2011年6月 小島秀雄公認会計士事務所開設 現在に至る
- 2013年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ社外監査役
- 2015年6月 当社社外取締役 現在に至る
- 2016年6月 アルパイン株式会社社外取締役 (監査等委員)
(2019年1月退任)

重要な兼職の状況

小島秀雄公認会計士事務所 公認会計士

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小島秀雄氏は、社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、同氏は公認会計士として長年の実務経験を有する財務及び会計の専門家であり、その豊富な経験と高い識見は当社にとり大変有益であります。

当社は、同氏に対して当社の持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督を期待し、また、同氏が取締役会における積極的な発言や指名委員会委員長及び報酬委員会委員長としての活動を通じてそれらの役割を果たしていることから、当社の社外取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

同氏が選任された場合には、引き続き、財務及び会計の専門家の観点から、当社経営に対する監督し、助言を頂くとともに、指名委員会及び報酬委員会の委員長として、役員候補者の指名や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

- ▶当社は株式会社東京証券取引所に対して、小島秀雄氏を独立役員として届け出ております。
- ▶当社は、小島秀雄氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする内容の契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者
番号

10

は ま じ
濱地

あ き お
昭男

再任 社外 独立
(1954年7月13日生)

指名 報酬



所有する当社の株式数

0株

取締役在任年数

2年9か月

取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

1979年 4月 三菱鉱業セメント株式会社入社
2007年 6月 同社執行役員 経営企画室長
2010年 6月 同社常務執行役員 経営企画部門長
2012年 6月 同社常務取締役
2015年 4月 同社代表取締役副社長
2016年 4月 三菱アルミニウム株式会社代表取締役社長
2019年12月 ジャパンベストレスキューシステム株式会社社外取締役
現在に至る
2020年 6月 当社社外取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

ジャパンベストレスキューシステム株式会社社外取締役

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

濱地昭男氏は、経営者としての長年の実務経験を有し、企業経営に精通しており、その豊富な経験と高い識見は当社にとり大変有益であります。当社は、同氏に対して当社の持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督を期待し、また、同氏が取締役会における積極的な発言や指名委員会委員及び報酬委員会委員としての活動を通じてそれらの役割を果たしていることから、当社の社外取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。同氏が選任された場合には、引き続き、長年の豊富な経営者としての経験を活かし、当社経営を監督し、助言を頂くとともに、指名委員会及び報酬委員会の委員として、役員候補者の指名や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

- ▶ 濱地昭男氏が2018年9月まで代表取締役を務めた三菱アルミニウム株式会社は、品質にかかる不適切行為に関し、2019年2月に不正競争防止法違反で東京簡易裁判所から有罪判決を受けております。
- ▶ 当社は株式会社東京証券取引所に対して、濱地昭男氏を独立役員として届け出ております。
- ▶ 当社は、濱地昭男氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする内容の契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者
番号

11

もりた すみえ
森田 純恵

新任 社外 独立
(1960年5月8日生)



所有する当社の株式数
0株

略歴並びに当社における地位及び担当

- 1983年4月 富士通株式会社入社
- 2005年7月 同社通信部門SEI CMMI L3認定プロジェクト推進部門プロジェクト部長
- 2006年9月 同社次世代ネットワークBT21CNプロジェクト推進部門部長
- 2008年10月 同社ネットワークプロダクトグローバル製品企画部門プロジェクト統括部長
- 2010年10月 同社ネットワークプロダクト北米向け伝送装置ソフト開発部門統括部長
- 2014年4月 株式会社富士通研究所ものづくり技術研究所主席研究員
- 2015年11月 同社ソフトウェア研究所主席研究員(兼)富士通株式会社共通ソフトウェア開発技術本部シニアディレクター
- 2018年1月 株式会社富士通ゼネラル空調機システム開発部主席部長
- 2019年4月 同社経営執行役(空調機システム開発担当)
- 2022年4月 公立大学法人秋田県立大学システム科学技術学部情報工学科教授
現在に至る

重要な兼職の状況

公立大学法人秋田県立大学システム科学技術学部情報工学科教授

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

森田純恵氏は、情報通信、情報ネットワーク分野の製品開発者として豊富な実務経験を有しており、また、過去に経営執行役として会社の経営にも関与したことがあります。これらの豊富な経験と高い識見は当社にとり大変有益であります。当社は、同氏に対して当社の持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督を期待し、また、同氏がそれらの能力を有していることから、当社の社外取締役に相応しいと判断し選任をお願いするものであります。

同氏が選任された場合には、長年の情報ネットワーク分野での豊富な経験及び経営者としての経験を活かし、当社経営を監督し、助言を頂くとともに、指名委員会及び報酬委員会の委員として、役員候補者の指名や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

- ▶当社は株式会社東京証券取引所に対して、森田純恵氏を独立役員として届け出ております。
- ▶森田純恵氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする内容の契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役野草淳、中村雅一の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

うちだ
内田

しょうじ
昭二

新任

(1958年11月16日生)



所有する当社の株式数

1,973株

略歴及び当社における地位

1981年 4月 当社入社
2006年 4月 住友建機製造株式会社企画部長
2009年 4月 住友建機株式会社企画管理部長
2012年 4月 同社企画管理部長(兼) 人事部長
2013年 4月 同社取締役 アセアン事業統括本部長
2013年 6月 同社取締役 アセアン事業統括本部長(兼)
PT. Sumitomo S.H.I. Construction Machinery Indonesia
President Director
2018年 4月 住友建機販売株式会社常務取締役
2021年 6月 **住友建機株式会社監査役** 現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

監査役候補者とした理由

内田昭二氏は、2013年に住友建機株式会社の取締役アセアン事業統括本部長に就任後、2018年に住友建機販売株式会社の常務取締役に就任。2021年からは住友建機株式会社の監査役に就任し、実効性のある監査活動に取り組んでまいりました。

当社は、同氏が経営全般に関する高い識見と豊富な経験を有しており、他の監査役と協力して監査役の職責を果たすことができると判断し、選任をお願いするものであります。

▶内田昭二氏は、2023年3月に住友建機株式会社の監査役を退任する予定であります。

▶当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を取締役、監査役全員(以下取締役等)を被保険者として締結しております。これにより、取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害(但し、保険契約上で免責事由に該当するものを除く)について填補することとしております。内田昭二氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定であります。

(ご参考) 当社が定める「監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」は、26頁に記載しております。

候補者
番号

2

なかむら まさいち
中村 雅一

再任

社外

独立

指名

報酬

(1957年1月9日生)



所有する当社の株式数

0株

監査役在任年数

5年9か月

取締役会への出席状況

12/13回 (92%)

監査役会への出席状況

13/13回 (100%)

略歴及び当社における地位

- 1987年3月 公認会計士登録 現在に至る
- 2008年8月 新日本有限責任監査法人常務理事
- 2014年7月 同法人代表社員副理事長
- 2014年7月 EYビジネスイニシアティブ株式会社代表取締役
- 2016年9月 中村雅一公認会計士事務所開設 現在に至る
- 2017年6月 SCSK株式会社社外取締役(監査等委員) 現在に至る
- 2017年6月 当社社外監査役 現在に至る
- 2019年6月 テルモ株式会社社外取締役(監査等委員) 現在に至る

重要な兼職の状況

中村雅一公認会計士事務所 公認会計士
SCSK株式会社社外取締役(監査等委員)
テルモ株式会社社外取締役(監査等委員)

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

社外監査役候補者とした理由

中村雅一氏は、公認会計士として長年の実務経験を有する財務及び会計の専門家であり、また過去に代表取締役として会社の経営にも関与したことがあります。これらの豊富な経験と同氏の高い識見は当社にとり大変有益であります。

当社は同氏が、社外監査役としての客観的かつ独立した立場で当社経営に対し引き続き実効性のある監査をしていただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

同氏が選任された場合には、引き続き、財務及び会計の専門家の観点から、当社経営に対する監督し、助言を頂くとともに、指名委員会及び報酬委員会の委員として、役員候補者の指名や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

- ▶当社は株式会社東京証券取引所に対して中村雅一氏を独立役員として届け出ております。
- ▶当社は、中村雅一氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする内容の契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。
- ▶当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を取締役、監査役全員(以下取締役等)を被保険者として締結しております。これにより、取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害(但し、保険契約上で免責事由に該当するものを除く)について填補することとしております。中村雅一氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定です。

(ご参考)当社が定める「監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」及び「社外役員の独立性基準」は、26~27頁に記載しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2022年6月29日開催の第126期定時株主総会において選任いただいた補欠監査役若江健雄氏の選任の効力が失効いたしますので、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

わかえ たけお
若江 健雄 社外 独立
(1948年10月22日生)



所有する当社の株式数
0株

略歴及び当社における地位

1983年4月 弁護士登録 現在に至る
1992年4月 東京地方裁判所民事調停委員
2003年4月 第一東京弁護士会副会長（2003年度）
2012年6月 当社社外監査役（2021年6月退任）
2014年4月 日本弁護士連合会常務理事（2014年度）

重要な兼職の状況

熊谷・若江法律事務所 弁護士

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

補欠の社外監査役候補者とした理由

若江健雄氏は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、同氏は弁護士として法律に精通しており、その豊富な経験と高い識見は当社にとり大変有益であります。
当社は同氏が社外監査役としての客観的かつ独立した立場で当社経営に対し実効性のある監査をしていただけるものと判断し、また、同氏がそれらの能力を有していることから、選任をお願いするものであります。

- ▶本議案が承認された後において、若江健雄氏が社外監査役に就任した場合、当社は株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
- ▶本議案が承認された後において、若江健雄氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする内容の契約を締結する予定であります。
- ▶当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を取締役、監査役全員（以下取締役等）を被保険者として締結しております。これにより、取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害（但し、保険契約上で免責事由に該当するものを除く）について填補することとしております。本議案が承認された後において、若江健雄氏が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となる予定であります。

（ご参考）当社が定める「監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」及び「社外役員の独立性基準」は、26～27頁に記載しております。

以上

ご参考 「当社のコーポレートガバナンスについて」

取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

1. 当社の取締役候補は、次の各号に掲げる事項を充足する者から指名します。
 - ① 優れた人格・見識・能力を有していることに加えて、高い倫理観を有している者
 - ② 経営全体の俯瞰力、本質的なリスク把握力、幅広い経営知識を有している者
 - ③ 住友の事業精神及び当社グループの経営理念等を理解し、体現していける者
2. 取締役候補の指名に当たっては、取締役会全体として実効的なコーポレートガバナンスが実現できるように、各取締役候補の専門性、経験（経営や事業の経験、グローバル事業展開の経験を含む）のバランス及び多様性等を考慮します。
3. 社内取締役候補については、当社の経営戦略及び事業領域との親和性、当該候補のこれまでの経営や事業、専門領域等の経験も考慮して指名します。
4. 社外取締役候補については、経営陣から独立した立場で経営を監督し、ステークホルダーの視点を適切に反映させるとの役割のみならず、経営者としての豊富な経験又は経営に関する幅広い知識等も考慮して指名します。
5. 取締役候補については、取締役会の諮問機関である指名委員会の審査及び答申を経た上で、取締役会において決定します。

監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

1. 当社の監査役候補（補欠監査役候補を含む。以下同じ）は、次の各号に掲げる事項を充足し、独立した客観的な立場において適切な判断を行う能力を有する者から指名します。
 - ① 優れた人格・見識・能力を有していることに加えて、高い倫理観を有している者
 - ② 経営全体の俯瞰力、本質的なリスク把握力、幅広い経営知識を有している者
 - ③ 住友の事業精神及び当社グループの経営理念等を理解し、体現していける者
2. 監査役候補の指名に当たっては、監査役会として実効性ある監査が実現できるように、各監査役候補の専門性、経験（経営や事業の経験を含む）のバランス及び多様性等を考慮するとともに、財務・会計に関する適切な知見を有する者を1名以上指名します。
3. 社内監査役候補については、当社の経営戦略や経営・事業に関する理解も考慮して指名します。
4. 社外監査役候補については、経営者としての豊富な経験又は財務・経理・法務等に関する幅広い知識も考慮して指名します。
5. 監査役候補については、取締役会の諮問機関である指名委員会の審査及び答申並びに監査役会の同意を経た上で、取締役会において決定します。

社外役員の実効性基準

1. 当社は、社外取締役及び社外監査役が以下の項目のいずれにも該当しない場合には、当社からの独立性を有しているものと判断します。但し、下記⑩は社外監査役についてのみ適用されるものとします。
 - ① 当社グループ（※1）の業務執行者（※2）である者、又は過去において当社グループの業務執行者であった者
 - ② 当社の会計監査人である公認会計士、又は当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士である者
 - ③ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※3）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人その他の団体である場合は、当該団体に所属する者）
 - ④ 直近の事業年度末日において、当社の総議決権の10%以上の株式を保有する株主（当該株主が法人その他の団体である場合は、その業務執行者）
 - ⑤ 直近の事業年度末日において、当社がその総議決権の10%以上の株式を保有する法人の業務執行者
 - ⑥ 当社の主要な取引先である者（※4）（その者が法人その他の団体である場合には、その業務執行者）
 - ⑦ 当社を主要な取引先とする者（※5）（その者が法人その他の団体である場合には、その業務執行者）
 - ⑧ 当社の主要な借入先である者（※6）（当該借入先が法人その他の団体である場合は、当該団体及びその親会社の業務執行者）
 - ⑨ 当社から直近3事業年度の平均で、年間1,000万円超の寄付を受けている者（その者が法人その他の団体である場合は、その業務執行者）
 - ⑩ 当社の主要な取引先である者（※4）（その者が法人その他の団体である場合には、その業務執行者）

- ⑩ 上記①乃至⑨に該当する者（重要でない者（※7）を除く）の配偶者又は二親等内の親族
 - ⑪ 過去3年間において、上記②乃至⑨に該当していた者
 - ⑫ 過去3年間において、上記①乃至⑨に該当していた者（重要でない者を除く）の配偶者又は二親等内の親族
 - ⑬ 当社と社外役員の相互就任関係（※8）にある他の会社の業務執行者
 - ⑭ 下記(イ)又は(ロ)に該当する者の配偶者又は二親等内の親族
 - (イ) 当社の子会社の非業務執行取締役である者
 - (ロ) 過去1年間において上記(イ)又は当社の非業務執行取締役に該当していた者
 - (※1) 当社グループとは、当社、当社の子会社及び関係会社をいう。
 - (※2) 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者(株式会社以外の法人その他の団体の場合には、当該団体の業務を執行する役員、社員又は使用人)をいう。
 - (※3) 多額の金銭その他の財産とは、直近3事業年度の平均で、(i)その者が個人の場合には年間1,000万円以上、(ii)法人その他の団体の場合には、その者の平均年間連結売上高の2%以上の金銭その他の財産の支払いを受けている場合における当該金銭その他の財産をいう。
 - (※4) 当社の主要な取引先である者とは、直近3事業年度における当社のその者に対する平均年間売上額が、当社の平均年間連結売上高の2%以上である者をいう。
 - (※5) 当社を主要な取引先とする者とは、直近3事業年度における当社のその者に対する平均年間支払額が、その者の平均年間連結売上高の2%以上である者をいう。
 - (※6) 当社の主要な借入先である者とは、直近3事業年度における当社の借入金残高の平均が、直近の事業年度末日における当社の連結総資産の2%を超える者をいう。
 - (※7) 重要でない者とは、(i)業務執行者については、取締役、執行役及び執行役員以外の者をいい、(ii)コンサルタント関係の要件における専門的アドバイザー・ファーム（監査法人及び法律事務所等）については、社員又はパートナー以外の者（アソシエイト及び従業員）をいう。
 - (※8) 社外役員の相互就任関係とは、当社に在籍する業務執行者が他の会社の社外役員であり、且つ、当該他の会社に在籍する業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。
2. 当社は、上記1. のいずれかに該当する社外取締役又は社外監査役であっても、その人格、識見等に照らし、当社の独立社外取締役又は独立社外監査役として相応しいと判断する場合には、当該社外取締役又は社外監査役について、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断する理由を対外的に説明することを条件に、独立社外取締役又は独立社外監査役とすることができるものとします。

取締役会のスキルマトリックス

当社取締役会の構成と取締役会に必要な資質に関する考え方

当社グループは「住友の事業精神」を経営の基本とし、経営理念において「一流の商品とサービスを世界に提供し続ける機械メーカーを目指すこと」、「誠実を旨とし、あらゆるステークホルダーから高い評価と信頼を得て、社会に貢献すること」を企業使命としております。確かな技術に支えられた、一流の商品とサービスをグローバルに提供することによる社会課題解決を通じ、持続的な発展と企業価値の向上に取り組んでいきます。

取締役会の構成については、これら経営理念を体現し、経営に対する実効性の高い監督を行うにあたり、取締役会に必要な資質（専門性・貢献を期待する分野）を考慮の上、決定いたします。

取締役会に必要な資質（専門性・貢献を期待する分野）

第2号議案が原案どおり承認可決された場合の各取締役の有する専門性・貢献を期待する分野は、次のとおりです。

※下表は、各取締役の有する全ての知見や専門性を表すものではありません。

氏名 (★は独立社外 取締役)	専門性・貢献を期待する分野						
	企業経営	コンプライアンス /リスクマネジメント	ESG /サステナビリティ	事業戦略 /マーケティング	グローバル	技術/IT/生産	財務/会計
岡村 哲也		○		○	○	○	
下村 真司	○	○	○		○	○	
小島 英嗣		○	○	○		○	
平岡 和夫		○		○	○	○	
千々岩 敏彦		○	○			○	
渡部 敏朗		○	○				○
荒木 達朗		○		○		○	
高橋 進 ★	○	○	○				
小島 秀雄 ★		○	○				○
瀧地 昭男 ★	○	○	○			○	○
森田 純恵 ★		○	○			○	

取締役会に必要な資質の選定理由

項目	必要性・選定理由
企業経営	事業を取り巻く環境が大きく変化し続ける中、変化に即応し、持続的に発展し企業価値を向上させていくためには、経営理念に基づき、当社の向かう方向性（企業戦略）を示し、迅速な経営判断を行うことが必要となるため
コンプライアンス /リスクマネジメント	住友の事業精神のもと、経営理念及び倫理規程に基づくコンプライアンスを踏まえたリスクマネジメントを推進していくためには、当社グループが持続的な発展と企業価値の向上を続けていく上で必要となるため
ESG /サステナビリティ	持続可能な社会の実現に向けて企業に求められる役割が重要視されている中、当社グループが持続的に発展し、企業価値を向上させていくためには、社会課題の解決を図りながら企業としての社会価値を高めていくことが必要となるため
事業戦略 /マーケティング	企業戦略を実現し、コミットメントした中期経営計画等を達成するためには、現実的かつ具体的な事業戦略、マーケティング戦略を策定し、実行することが必要となるため
グローバル	世界に一流の商品とサービスを提供し続けるためには、グローバルでの事業経験、海外の文化、環境等の理解に豊富な経験が必要となるため
技術/IT/生産	世界に一流の商品とサービスを提供し続ける機械メーカーであり続けるためには、確かな技術に支えられた高い品質の製品とソリューションを世界に提供し続けることを要し、そのために技術/IT/生産に関する知見と経験が必要となるため
財務/会計	正確な財務報告、強靱な企業体の構築、持続的な発展と企業価値の向上に資する成長投資を実現させるためには、財務・会計分野での知見と経験が必要となるため

取締役及び執行役員報酬を決定するに当たっての方針と手続

1. 当社の取締役及び執行役員報酬は、基本報酬、当社や部門の業績を反映した業績連動報酬及び自社株取得を目的とした株式取得報酬により構成します。
2. 前項の業績連動報酬については、業績評価の指標として当社や部門の業績を評価する各種経営指標を設定して、当該経営指標に応じて報酬を決定する仕組みとし、事業部門を担当する業務執行取締役については、担当する事業部門の業績を反映します。また、株式取得報酬については、自社株取得を目的とした報酬と位置付け、役員毎に定める一定額以上を、役員持株会を通じた自社株取得に充てるものとします。尚、取得した株式は、在任期間中は継続して保有するものとします。
3. 社外取締役については、業務執行部門から独立して経営を監督すべき役割を担うことから、その報酬は基本報酬のみで構成します。
4. 取締役及び執行役員に対する報酬は、取締役会の諮問機関である報酬委員会の報酬制度、報酬水準等に関する答申を受けて、取締役会において決定します。

取締役会の実効性評価結果の概要

当社では、取締役会が適切に機能しているか検証し、その結果を踏まえて問題点の改善や強みの強化に必要な措置を講じていくという継続的なプロセスにより、取締役会の機能向上を図ることを目的として、毎年、取締役会の実効性に関する評価を行っております。

2021年度の評価結果の概要は当社ウェブサイトに掲載しております。

<https://www.shi.co.jp/csr/governance/corporate/structure.html>

コーポレートガバナンス

当社は、「住友重機械コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、企業価値の増大を図り、あらゆるステークホルダーからの評価と信頼をより高めていくため、効率的で透明性の高い経営体制を確立することを目的として、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

【住友重機械コーポレートガバナンス基本方針】

当社ウェブサイト



日本語…<https://www.shi.co.jp/ir/policy/governance/index.html>

英語…<https://www.shi.co.jp/english/ir/policy/governance/index.html>

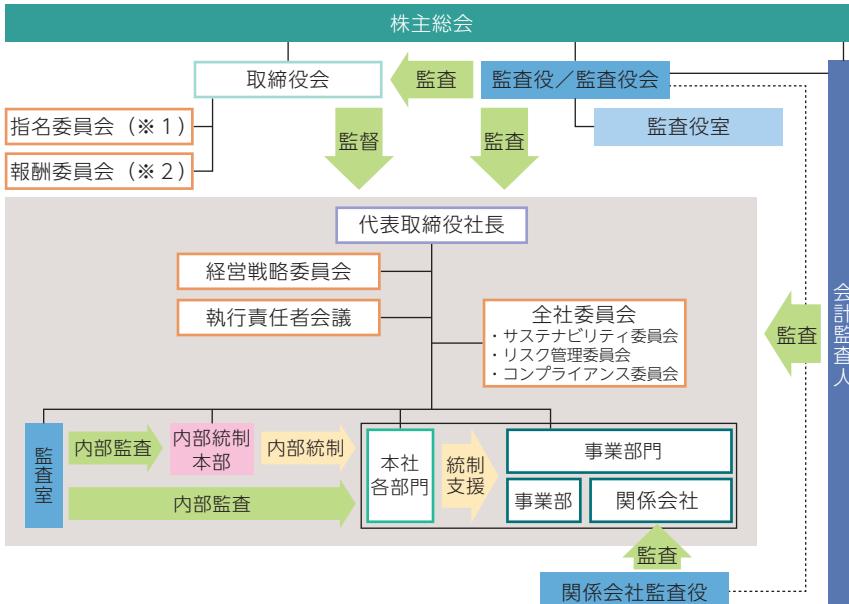


【コーポレートガバナンス体制】

当社は、監査役会設置会社であり、この枠組みの中で執行役員制度を導入し、経営における業務執行機能と監督機能を分離しています。

取締役会は、9名(定員12名)で構成され、うち3名の社外取締役が経営陣から独立した立場で経営を監督し、ステークホルダーの視点を適切に反映させる役割を担っております。

監査役会は4名(定員5名)の監査役で構成され、うち2名が社外監査役であります。社外監査役は、各分野における高い専門知識や豊富な経験を、常勤監査役は、当社の経営に関する専門知識や豊富な経験をそれぞれ活かし、実効性の高い監査を行うとともに、取締役会及び執行責任者会議等において経営陣に対して積極的に意見を述べております。



※1 指名委員会は、社外取締役及び社外監査役を含む委員により構成し、取締役・監査役候補の指名、取締役・監査役の解任、役付取締役・代表取締役の選定・解職等について取締役会の諮問を受けて審査・答申するとともに、最高経営責任者等の後継者計画について毎年確認し、その進捗を取締役会に報告しております。

※2 報酬委員会は、社外取締役及び社外監査役を含む委員により構成し、取締役及び執行役員員の報酬制度、報酬水準等について、取締役会の諮問を受けて審議・答申を行っております。

事業報告 (2022年4月1日から2022年12月31日まで)

当社は、2022年6月29日に開催された第126期定時株主総会で、「定款一部変更の件」が承認されたことを受けて、当期より事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更しております。事業年度変更の経過期間となる当期は、当社及び事業年度が毎年4月1日から翌年3月31日までであった連結子会社は2022年4月1日から2022年12月31日の9か月間を、事業年度が毎年1月1日から12月31日であった連結子会社は2022年1月1日から2022年12月31日の12か月間を連結対象期間とする変則的な決算としております。このため、本事業報告では、「6. 企業集団の財産及び損益の状況の推移」を除き、当期と同一期間となるように組み替えた前期(以下「調整後前期」といいます。)による比較情報を記載しております。

1 企業集団の現況

1. 事業の経過及びその成果

当期における当社グループを取り巻く経営環境は、国内においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響が一部残るものの製造業を中心に設備投資は堅調に推移し、海外においては、米国や欧州などで経済の回復を背景に設備投資は底堅い伸びを示すなど、世界的に機械需要は増加基調となりました。一方、中国では新型コロナウイルス感染拡大によるロックダウンの影響が出るなど一部の地域や業種では停滞もあり、二極化の動きが見られました。また、これに加え、原材料や調達品の価格上昇と需給逼迫、ロシア・ウクライナ問題に代表される地政学上のリスクの継続、急激な為替相場の変動及び原油価格の変動など、不透明感が残る状態でもありました。

このような経営環境のもと、当社グループは「中期経営計画2023」で掲げる、製品・サービスによる社会課題解決を通じた持続的な企業価値拡大を目指し、強靱な事業体の構築、企業価値向上のための変革、SDGsへの貢献拡大、環境負荷低減への取組み強化などの施策を推進してまいりました。

この結果、当社グループの受注高は9,847億円、売上高は8,541億円となりました。損益面につきましては、営業利益は448億円、経常利益は433億円となりましたが、多額の特別損失を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は58億円となりました。特別損失は主に、当社の完全子会社であるSumitomo SHI FW Energie B.V.において、世界的な脱炭素の動きを受けて主力事業である固体燃料焚ボイラ市場が大幅に縮小し、同社の買収時に想定していた収益の実現が困難であるとの判断に至ったことから、のれんを含む固定資産の減損損失を計上したことによるものであります。また、ROIC*は4.6%となりました。

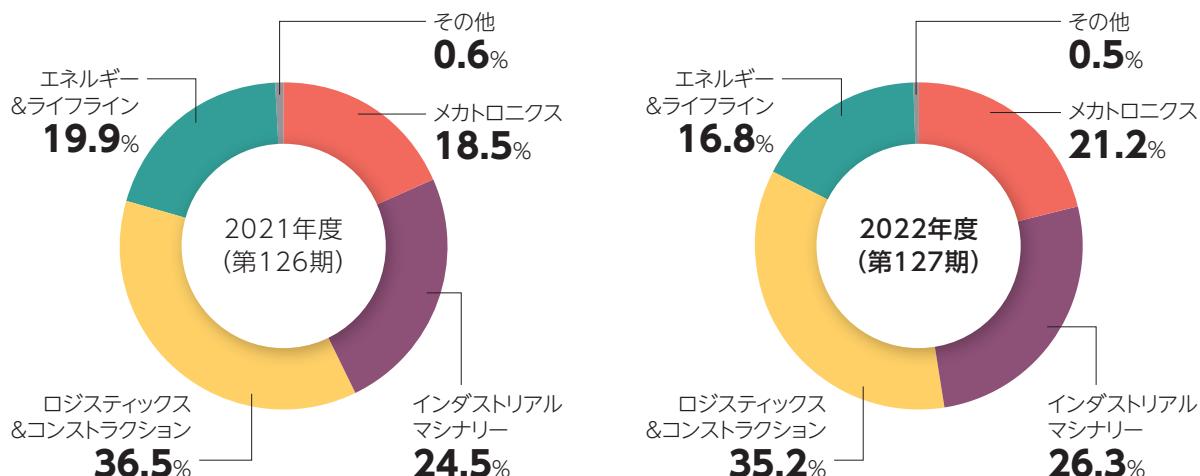
*ROICとは、投下資本利益率であり、投下資本（株主資本と有利子負債の合計金額）に対してどれだけ利益を出しているか、資本のコストに見合う収益性があるかを示す指標であります。当期は事業年度変更の経過期間となることから、ROICは変則的な連結対象期間に基づいて計算しております。

■業績ハイライト

<p>受注高</p> <p>9,847億円</p> <p>調整後前期比 10%増</p>	<p>売上高</p> <p>8,541億円</p> <p>調整後前期比 10%増</p>	<p>営業利益</p> <p>448億円</p> <p>調整後前期比 11%減</p>
<p>経常利益</p> <p>433億円</p> <p>調整後前期比 12%減</p>	<p>親会社株主に帰属する当期純利益</p> <p>58億円</p> <p>調整後前期比 82%減</p>	<p>ROIC</p> <p>4.6%</p>

セグメント別事業の状況

セグメント別売上高構成比



セグメント別受注高・売上高・受注残高

(単位：億円)

セグメント	受注高		売上高		受注残高	
	2021年度 (第126期)	2022年度 (第127期)	2021年度 (第126期)	2022年度 (第127期)	2022年3月31日 (第126期末)	2022年12月31日 (第127期末)
▶ メカトロニクス	1,780	2,041	1,445	1,814	850	1,077
▶ インダストリアルマシナリー	2,276	2,667	1,913	2,249	1,487	1,905
▶ ロジスティックス&コンストラクション	3,382	3,541	2,845	3,003	1,938	2,476
▶ エネルギー&ライフライン	1,465	1,552	1,550	1,433	2,463	2,582
▶ その他	47	46	45	41	12	18
合計	8,952	9,847	7,798	8,541	6,751	8,057

(注) 2022年度(第127期)は事業年度変更に伴い、当社及び事業年度が毎年4月1日から翌年3月31日までであった連結子会社は2022年4月1日から2022年12月31日の9か月間を、事業年度が毎年1月1日から12月31日までであった連結子会社は2022年1月1日から2022年12月31日の12か月を連結対象期間とする変則的な決算としております。このため、同一期間となるように組み替えた2021年度(第126期)による比較情報を記載しております。

メカトロニクス

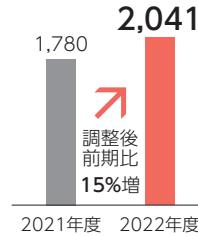
主要な事業内容

減・変速機、モータ、インバータ、レーザ加工システム、精密位置決め装置、制御システム装置

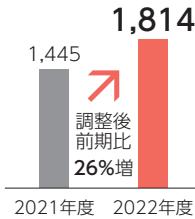


精密制御用サイクロ®減速機

受注高

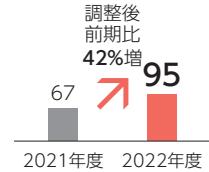


売上高



営業利益

(単位：億円)



国内や欧米で中小型の減・変速機やロボット用精密減速機、インバータの需要が増加し、受注、売上、営業利益ともに増加しました。

インダストリアル マシナリー

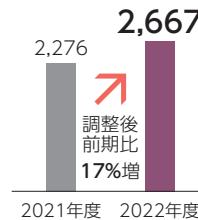
主要な事業内容

プラスチック加工機械、フィルム加工機械、極低温冷凍機、精密鍛造品、半導体製造装置、加速器、医療機械器具、鍛造プレス、工作機械、空調設備、防衛装備品



イオン注入装置

受注高



売上高



営業利益

(単位：億円)



プラスチック加工機械事業は、コロナ禍からの回復で好調であった中国や欧州の需要が落ち着いたことから受注は減少しましたが、受注残もあり売上は増加しました。一方、原材料や調達品の価格上昇などにより営業利益は減少しました。

その他の事業では、半導体関連の需要が増加したことや医療機械器具の受注が増加したことなどから、受注、売上、営業利益ともに増加しました。

ロジスティクス& コンストラクション

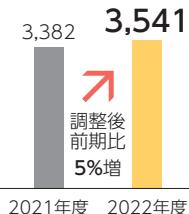
主要な 事業内容

油圧ショベル、建設用クレーン、道路機械、
運搬荷役機械、物流システム、駐車場システム



油圧ショベル

受注高



売上高



営業利益

(単位：億円)



油圧ショベル事業は、景気減速やロックダウンの影響により中国の需要が大きく減少したものの、国内や北米は堅調であったことから受注、売上は増加しましたが、中国での売上減少や債権に対する引当金の計上などにより営業利益は減少しました。

その他の事業では、建設用クレーン事業が、北米の需要が堅調に推移したことなどから、受注、売上、営業利益ともに増加しました。また、運搬機械事業は、港湾・電力向け需要が堅調に推移したことなどから受注、売上、営業利益ともに増加しました。

エネルギー&ライフライン

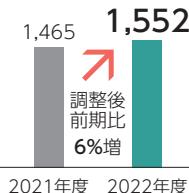
主要な 事業内容

自家発電設備、ボイラ、大気汚染防止装置、
水処理装置、タービン・ポンプ、反応容器、
攪拌槽、食品製造機械、船舶

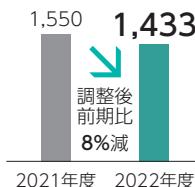


バイオマス発電プラント

受注高



売上高



営業利益

(単位：億円)



エネルギープラント事業は、バイオマス発電設備の大型案件が前期に比べ減少したことなどから受注、売上は減少し、加えて欧州で大型プロジェクトの採算悪化があったことから営業損失となりました。

その他の事業では、受注、売上、営業利益ともに増加しました。

その他

ソフトウェア、不動産

受注高は46億円（調整後前期比3%減）、売上高は41億円（調整後前期比9%減）、営業利益は15億円（調整後前期比7%減）となりました。

2. 設備投資等の状況

(1) 設備投資の状況

当期は、主力事業及び情報化投資に重点を置き、必要な設備投資を行いました。

具体的には、メカトロニクスセグメント、インダストリアル マシナリーセグメント及びロジスティクス&コンストラクションセグメントにおける生産能力の増強及び老朽化設備の更新並びにITインフラ整備を主たる目的とした投資を行いました。

その結果、当期の設備投資総額は446億円となりました。

(2) 研究開発投資の状況

当期は、「お客様の期待を超える価値の提供」、「社会課題解決への貢献」を目的として、一流の商品とサービスの提供を目指し、特に「環境・エネルギー」及び「自動化・デジタルイノベーション」を重点領域とした開発投資を行いました。

具体的には、メカトロニクスセグメントにおけるロボット駆動用アクチュエータ等の開発及びインダストリアル マシナリーセグメントにおける加速器を用いた粒子線治療システム等の開発を主たる目的とした投資を行いました。

その結果、当期の研究開発投資総額は174億円となりました。

3. 資金調達の状況

当期は、運転資金・設備投資などへの充当及び手元流動性の確保のため、金融機関からの借入及びコマーシャルペーパーを中心とした資金調達を実施しました。

その結果、当期末の有利子負債残高は1,608億円となりました。

4. 事業再編等の状況

- ① 当社は、2022年4月1日付で当社の完全子会社である株式会社住重エス・エヌビジネスを吸収合併しました。
- ② 当社子会社の住友重機械エンバイロメント株式会社は、2022年4月1日付で当社が国内で営む一般廃棄物処理事業を分割し、日鉄環境エネルギーソリューション株式会社に承継させる吸収分割を行いました。
- ③ 当社は、2022年7月1日付で当社の完全子会社である住重環境技術株式会社を吸収合併しました。
- ④ 当社は、2022年12月31日付で日立建機株式会社が保有する住友重機械建機クレーン株式会社の株式の全てを取得し、同社を完全子会社としました。
- ⑤ 当社は、2023年1月1日付で当社の完全子会社である住重ロジテック株式会社を吸収合併しました。

5. 対処すべき課題

事業を取り巻く経済環境は、複雑に変化をしており、より厳しさが増しております。withコロナ社会へのシフトにより、新型コロナウイルス感染症の影響は以前より軽減されているものの、経済活動再開に伴う原材料不足による部品の価格高騰や供給遅延、ロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギー価格高騰や物価上昇など、不透明感を強めております。

(1) 2022年度総括

withコロナでの経済活動再開で生産財への需要が増加し、調整後前期より受注と売上の拡大を図ることができ、特に、半導体製造装置や電機制御関連において、大きく拡大することができました。一方で、想定以上の資材費高騰や調達難による生産制約が不可避となり、損益は当初予想を下回る結果となりました。

(2) 「中期経営計画2023」の進捗

2030年までの長期目標に向け、「中期経営計画2023」は最初の基礎固めの期間と位置付けております。その大きな狙いの一つとして、企業価値と社会価値の両立を目指し、社会課題の解決にも取り組んでおります。「中期経営計画2023」の最終年度となる2023年度は、その計画達成に向けて、以下の施策に取り組んでまいります。

① 強靱な事業体の構築

新型コロナウイルスをはじめとする世界情勢の変化を考慮し、あらゆるリスクに対応するBCP（事業継続計画）を構築しつつ、成長に必要なコンピテンスへの投資を続け、環境変化に耐えうる事業体の構築に取り組んでおります。しかしながら、2022年度は想定以上の部品の価格高騰と長納期化に見舞われ、当初の損益目標を達成することができませんでした。製造コストに見合う価格改定を遅滞なく進め、調達BCPの実行で生産を確保するとともに、成長に向けた投資は継続して実行し、より強靱な事業体の構築に引き続き努めてまいります。

②企業価値向上のための変革

DX*活用推進によるビジネスプロセスの変革や全社的な組織開発活動の「PRIDEプロジェクト」等を通して、組織能力の強化を継続的に進めるとともに、財務パフォーマンスの向上や事業ポートフォリオ見直しによる経営資源の有効活用を図るなど、企業価値を向上させるための変革を加速してまいります。事業ポートフォリオの見直しでは、グループ内の事業を4つのセグメントのもとに再編しました。今後は新たなセグメント内でのシナジー発揮を推進し、長期戦略も視野に「選択と集中」を含めた当社グループ事業の在り方に関する議論を深め、企業価値の向上を図ってまいります。

③働きやすい会社への変革

健康で安全な職場づくりを進め、多様な人材が組織の中で活躍できるよう人材・組織開発を推進してまいります。またリモートワークをはじめ多様な働き方を推進するとともに、女性管理職育成や男性育児休暇取得率の向上、LGBT対応施策導入などの取組みにより多様な人材が働きやすい会社への変革を強力に進めてまいります。また、引き続き人権尊重の取組みに最大限努め、「住友重機械人権方針」の実践を通じて、当社グループの業務に従事する全ての人々が生き生きと働ける会社を目指してまいります。

④製品・サービスによるSDGsへの貢献

経済的、技術的発展に寄与する製品とサービスの提供を通じて、社会課題の解決と企業価値の向上に継続して取り組み、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。特に「環境・エネルギー」及び「自動化・デジタルイゼーション」を開発の重点領域と位置づけており、それら重点領域を考慮した製品・サービスの提供によるCSV**推進に引き続き取り組んでまいります。

⑤事業を通じた環境負荷の低減

当社グループの事業活動及び提供する商品ライフサイクル全体を通じて、温室効果ガスの削減やサーキュラー・エコノミーの推進、エネルギー効率の向上など、環境負荷の低減に一層注力してまいります。2022年には2050年のカーボンニュートラル実現に向けた長期目標と2030年のCO₂削減目標を設定しました。今後は目標達成に向けた施策を展開し、事業活動への実装を行ってまいります。

「中期経営計画2023」では、最終年度である2023年度に受注高1兆700億円、売上高1兆500億円、営業利益760億円を達成することを財務目標としております。なお、ROICを引き続き当社グループの経営指標とし、ROIC>WACC***の達成を継続するとともに、ROIC7.5%以上の確保を目指してまいります。

*DX（デジタルトランスフォーメーション Digital Transformation）とは、ITの活用により、あらゆる活動をより良い方向に変化させることを指します。

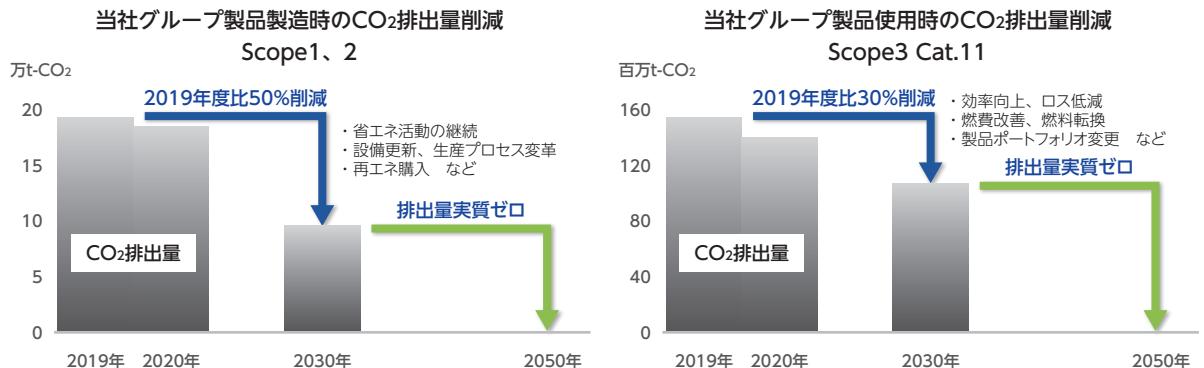
**CSV（共有価値の創造 Creating Shared Value）とは、事業活動を通じて社会課題の解決に貢献することで自社の持続的成長につなげるという考え方です。

***WACC（加重平均資本コスト Weighted Average Cost of Capital）とは、負債コストと株主資本コストを加重平均したものであり、資本コストの代表的な計算方法です。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【ご参考】脱炭素社会実現に向けた気候変動に関する当社目標

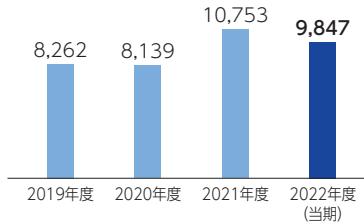
- ・2030年における当社製品製造時のCO₂排出量50%削減（2019年度比）
- ・2030年における当社製品使用時のCO₂排出量30%削減（2019年度比）
- ・2050年のカーボンニュートラル達成を目指す



6. 企業集団の財産及び損益の状況の推移

受注高

(単位：億円)



売上高

(単位：億円)



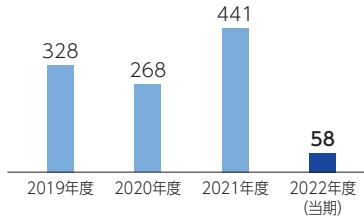
経常利益

(単位：億円)



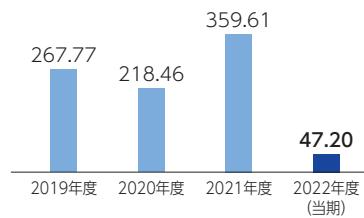
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：億円)



1株当たり当期純利益

(単位：円)



総資産／純資産

■ 総資産 ■ 純資産
(単位：億円)



区 分		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(当期)
受注高	(億円)	8,262	8,139	10,753	9,847
売上高	(億円)	8,645	8,491	9,440	8,541
営業利益	(億円)	568	513	657	448
経常利益	(億円)	526	495	648	433
親会社株主に帰属する当期純利益	(億円)	328	268	441	58
1株当たり当期純利益	(円)	267.77	218.46	359.61	47.20
総資産	(億円)	9,961	10,307	10,949	11,489
純資産	(億円)	4,776	5,049	5,668	5,769
1株当たり純資産額	(円)	3,790.99	4,005.43	4,501.11	4,647.20

7. 重要な子会社の状況 (2022年12月31日現在)

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
住友建機株式会社	百万円 16,000	100%	油圧ショベル、道路機械等の製造販売
住友建機販売株式会社	4,000	100	油圧ショベル、道路機械等の国内販売
住友重機械建機クレーン株式会社	4,000	100	クローラクレーン等の製造販売及び修理
日本スピンドル製造株式会社	3,276	100	環境機器、空調設備、産業機器等の製造販売
新日本造機株式会社	2,408	100	タービン、ポンプ等の製造販売
住友重機械マリンエンジニアリング株式会社	2,000	100	船舶等の製造販売
住友重機械ギヤボックス株式会社	841	100	歯車、減・変速機の製造販売
住友重機械搬送システム株式会社	480	100	運搬荷役機械、物流システム、駐車場システム等の製造販売
住友重機械イオンテクノロジー株式会社	480	100	イオン注入装置の製造販売
住友重機械エンバイロメント株式会社	480	100	上下水処理施設、水処理設備等の製造販売及び維持運転管理
住友重機械プロセス機器株式会社	480	100	攪拌槽、反応容器、コークス炉機械等の製造販売
住友重機械精機販売株式会社	400	100	減・変速機等の販売サービス
LBX Company, LLC (米国)	千米ドル 51,800	100	油圧ショベルの販売サービス
Sumitomo Machinery Corporation of America (米国)	12,423	100	減・変速機等の製造販売
LBCE Holdings, Inc. (米国)	10,618	100	建設用クレーン等の事業統括
Sumitomo SHI FW Energie B.V. (オランダ)	千ユーロ 19	100	循環流動層ボイラの事業統括
Sumitomo(SHI)Demag Plastics Machinery GmbH (ドイツ)	20,025	100	プラスチック加工機械の製造販売
Sumitomo(SHI)Cyclo Drive Germany GmbH (ドイツ)	6,136	100	減・変速機の製造販売
Lafert S.p.A. (イタリア)	3,500	100	産業用モータの製造販売
住友建機(唐山)有限公司(中国)	千元 798,938	100	油圧ショベルの製造販売
住友重機械減速機(中国)有限公司(中国)	87,000	100	減・変速機の製造販売
Sumitomo Heavy Industries(Vietnam) Co.,Ltd. (ベトナム)	千米ドル 41,300	100	減・変速機の製造販売

(注) 出資比率は間接保有を含んでおります。

8. 主要な借入先 (2022年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	27,232百万円
三井住友信託銀行株式会社	11,122百万円
農林中央金庫	4,629百万円
全国信用協同組合連合会	4,300百万円

9. 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

セグメント	使用人数	前期末比増減
▶ メカトロニクス	8,091名	575名増
▶ インダストリアル マシナリー	6,297名	85名増
▶ ロジスティックス&コンストラクション	5,404名	48名増
▶ エネルギー&ライフライン	3,916名	126名減
▶ 全社 (共通) ・その他	1,503名	45名増
合計	25,211名	627名増

10. 主要な営業所及び工場（2022年12月31日現在）

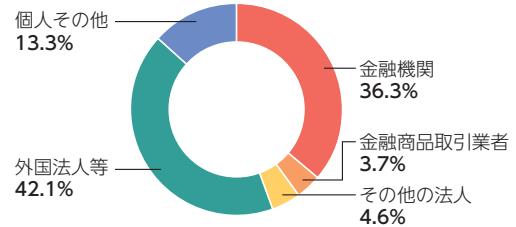
当 社	本 社	東京都品川区大崎二丁目1番1号
	営 業 所	中部支社（名古屋市） 関西支社（大阪市） 九州支社（福岡市）
	工 場	田無製造所（東京都西東京市） 千葉製造所（千葉市） 横須賀製造所（神奈川県横須賀市） 名古屋製造所（愛知県大府市） 岡山製造所（岡山県倉敷市） 愛媛製造所新居浜工場（愛媛県新居浜市） 愛媛製造所西条工場（愛媛県西条市）
	研 究 所	技術研究所（神奈川県横須賀市）
子 会 社	工 場	住友建機株式会社千葉工場（千葉市） 住友重機械マリンエンジニアリング株式会社横須賀造船所（神奈川県横須賀市） 住友重機械建機クレーン株式会社名古屋工場（愛知県大府市） 住友重機械ギヤボックス株式会社本社工場（大阪府貝塚市） 日本スピンドル製造株式会社本社工場（兵庫県尼崎市） 新日本造機株式会社呉製作所（広島県呉市） 住友重機械搬送システム株式会社新居浜事業所（愛媛県新居浜市） 住友重機械イオンテクノロジー株式会社愛媛事業所（愛媛県西条市） 住友重機械プロセス機器株式会社本社工場（愛媛県西条市） Sumitomo Machinery Corporation of America（米国） Link-Belt Cranes, L.P., LLLP（米国） Invertek Drives Ltd.（英国） Sumitomo(SHI)Demag Plastics Machinery GmbH（ドイツ） Sumitomo(SHI)Cyclo Drive Germany GmbH（ドイツ） Lafert S.p.A.（イタリア） PT Sumitomo Construction Machinery Indonesia（インドネシア） 住友建機（唐山）有限公司（中国） 住友重機械減速機（中国）有限公司（中国） 寧波住重機械有限公司（中国） Sumitomo Heavy Industries(Vietnam)Co., Ltd.（ベトナム）

2 会社の現況

1. 株式の状況（2022年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 360,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 122,905,481株
- (3) 株主数 33,705名
- (4) 大株主

所有者別株式分布状況



株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	19,955	16.3
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	10,121	8.3
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	7,816	6.4
住友生命保険相互会社	4,333	3.5
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	3,760	3.1
住友重機械工業共栄会	3,227	2.6
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	2,998	2.4
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	2,573	2.1
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	2,079	1.7
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	2,030	1.7

(注) 持株比率は自己株式（342,350株）を控除して計算しております。なお、自己株式には、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的には当社が所有していない株式200株が含まれております。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年12月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
岡村 哲也	代表取締役会長	取締役会議長
下村 真司	代表取締役社長 CEO	
小島 英嗣	代表取締役 専務執行役員	貿易管理室長 企画本部長
平岡 和夫	取締役 専務執行役員	精密機器事業部長
千々岩 敏彦 ※	取締役 専務執行役員	技術本部長
渡部 敏朗 ※	取締役 常務執行役員	財務経理本部長
高橋 進	取締役	株式会社日本総合研究所 チェアマン・エメリタス
小島 秀雄	取締役	小島秀雄公認会計士事務所 公認会計士
濱地 昭男	取締役	ジャパンベストレスキューシステム株式会社 社外取締役
鈴木 英夫 ※	常勤監査役	
野草 淳	常勤監査役	
中村 雅一	監査役	中村雅一公認会計士事務所 公認会計士 SCSK株式会社社外取締役（監査等委員） テルモ株式会社社外取締役（監査等委員）
穂高 弥生子	監査役	Baker&McKenzie法律事務所 パートナー弁護士 世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター フェロー

- (注) 1. ※は2022年6月29日付で新たに就任した取締役及び監査役を示します。
 2. 取締役 高橋進、小島秀雄及び濱地昭男の各氏は社外取締役であります。
 3. 監査役 中村雅一及び穂高弥生子の両氏は社外監査役であります。

4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役 高橋進、小島秀雄及び濱地昭男並びに監査役 中村雅一及び穂高弥生子の各氏を独立役員として届け出ております。
5. 監査役 中村雅一氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当期中の退任取締役及び退任監査役（2022年6月29日退任）
 - 取締役 別川 俊介（任期満了）
 - 取締役 鈴木 英夫（任期満了）
 - 監査役 高石 祐次（辞任）
7. 2023年1月1日付で、取締役、監査役及び執行役員の地位、担当及び重要な兼職の状況は次のとおりとなっております。

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
岡村 哲也	代表取締役会長	取締役会議長
下村 真司	代表取締役社長 CEO	
小島 英嗣	代表取締役 専務執行役員	貿易管理室長 企画本部長 エネルギー&ライフラインセグメント長
平岡 和夫	取締役 専務執行役員	インダストリアル マシナリーセグメント長
千々岩 敏彦	取締役 専務執行役員	技術本部長
渡部 敏朗	取締役 常務執行役員	財務経理本部長
高橋 進	取締役	株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス (2023年1月退任)
小島 秀雄	取締役	小島秀雄公認会計士事務所 公認会計士
濱地 昭男	取締役	ジャパンベストレスキューシステム株式会社 社外取締役
鈴木 英夫	常勤監査役	
野草 淳	常勤監査役	
中村 雅一	監査役	中村雅一公認会計士事務所 公認会計士 SCSK株式会社社外取締役（監査等委員） テルモ株式会社社外取締役（監査等委員）
穂高 弥生子	監査役	Baker&McKenzie法律事務所 パートナー弁護士 世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター フェロー

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
田中 利治	専務執行役員	グローバル推進室長
遠藤 辰也	専務執行役員	住友建機株式会社代表取締役会長 愛媛製造所長 ロジスティクス&コンストラクションセグメント長
土屋 泰次	専務執行役員	メカトロニクスセグメント長
森田 裕生	常務執行役員	内部統制本部・法務室・監査室・総務本部担当 関西支社長 住友重機械工業（中国）有限公司董事長
近藤 守弘	常務執行役員	新事業探索室長
数見 保暢	常務執行役員	住友建機株式会社代表取締役社長 住友建機販売株式会社代表取締役社長
Shaun Dean	常務執行役員	パワートランスミッション・コントロール事業部欧州事業統括部長 Lafert S.p.A. Director & CEO Invertek Drives Ltd. Director, CEO & Chairman
荒木 達朗	常務執行役員	パワートランスミッション・コントロール事業部長
田島 茂	常務執行役員	化工機事業センター長 住友重機械プロセス機器株式会社代表取締役社長
白石 和利	常務執行役員	人事本部長
月原 光国	常務執行役員	住友重機械イオンテクノロジー株式会社代表取締役社長
永井 貴徳	執行役員	住友重機械エンバイロメント株式会社代表取締役社長
続木 治彦	執行役員	住友重機械搬送システム株式会社代表取締役社長
Melvin Porter	執行役員	LBCE Holdings, Inc. President, CEO & Chairman
加藤 洋一	執行役員	エネルギー環境事業部長
三觜 勇	執行役員	住友建機株式会社の事業に関する同社社長補佐

(注) 当社は、「住友重機械コーポレートガバナンス基本方針」において、執行役員の選任を行うに当たっての方針と手続を定めており、当該方針と手続に則り、その有する知識、経験、能力を総合的に踏まえて、執行役員を選任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の高橋進、小島秀雄及び濱地昭男並びに社外監査役の中村雅一及び穂高弥生子の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする内容の契約をそれぞれ締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害（但し、保険契約上で免責事由に該当するものを除く）について填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び当社の一部海外子会社の取締役、監査役及びその他の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社では、当社グループの持続的成長と企業価値向上、株主との価値共有に資する報酬制度とするとともに、当社役員として適切な報酬水準を設定するため、報酬に係る方針を定めております。本方針については、社外取締役及び社外監査役を含む委員により構成する任意の報酬委員会が取締役会の諮問を受け、審議・答申を行い、取締役会において決議しております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は、報酬委員会において本方針と合わせて審議・答申を行った報酬規程に基づき決定しており、取締役会においても本方針に沿うものと判断しております。

i. 報酬額決定の手続

報酬委員会において、取締役及び執行役員の報酬制度、報酬水準等に関し、取締役会の諮問を受け審議・答申を行い、取締役会において決議しております。

なお、報酬は役員としての在任期間中定期的に支給します。

ii. 報酬制度の概要

1) 報酬構成及び構成比率

当社の取締役及び執行役員の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成しており、その比率はそれぞれ概ね60%：30%：10%です。

2) 基本報酬

役位毎の定額による固定報酬としており、取締役には取締役加算を設け、その85%は定額による固定報酬としております。

3) 業績連動報酬

当社の年間配当金に応じて変動する配当基準報酬と、本社取締役及び執行役員は当社連結、事業部門を担当する取締役及び執行役員は担当する事業部門の業績に応じて変動する部門業績基準報酬により構成しており、その比率は50%：50%です。

配当基準報酬は、役位毎の基準額に当社の年間配当金に応じて係数を乗じ算定します。また、取締役加算の15%は配当基準報酬の係数を乗じ変動します。

部門業績基準報酬は、売上高、営業利益額、営業利益率の3つの指標を基本に、安全成績やコンプライアンス等の状況を加味し、社長を最終決定者としてA~Eのランクを決定し、役位毎の基準額にランクに応じて係数を乗じ算定します。なお、当該ランクの決定に際しては、本社関係部門にて確認のうえ、社長が最終的に判断することとしております。

これらの指標の適用により、株主の皆様との価値共有を図るとともに、収益性、成長性、財務規律維持、安全やコンプライアンス等の観点を役員報酬に反映する仕組みとしています。

4) 株式取得報酬

株式取得報酬は、自社株取得を目的とした報酬と位置付け、役位毎に定める一定額以上を役員持株会を通じた自社株取得に充てるとともに、取得した株式は在任期間中は継続して保有することを義務付けております。

なお、本報酬制度は2022年6月30日をもって廃止しております。

5) 株式報酬

株式報酬は、役員報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、役員が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。本報酬制度では、当社が金銭を拠出して設定する信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて、当社株式（当社が各役員に付与するポイント数に相当する数の株式）を各役員に対して交付します。交付する株式数算定の基礎となる、各役員に付与されるポイント数は、株主総会で決議されたポイント数の範囲内で、対象役員の役位に応じて付与します。

役員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として役員退任時になります。

iii. その他

社外役員の報酬は、基本報酬のみで構成しております。また、監査役の報酬は、監査役の協議によって定めております。

②取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役会の諮問を受けた報酬委員会が審議・答申を行い、取締役会において決議した報酬規程において、業績連動報酬の一部である部門業績基準報酬の係数となる部門業績ランクの決定を社長に委任する旨を定めており、当事業年度においては、代表取締役社長CEO 下村真司が当該ランクを決定しております。委任した理由は、部門業績、安全成績及びコンプライアンス等を踏まえ当該ランクを決定するには、当社グループ経営の責任者である社長が適していると判断したためであります。

③取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円) 及び対象人員 (名)							
		金銭報酬						非金銭報酬	
		基本報酬		業績連動報酬		株式取得報酬		株式報酬	
		総額	員数	総額	員数	総額	員数	総額	員数
取締役 (うち社外取締役)	279 (25)	176 (25)	11 (3)	80 (-)	8 (-)	8 (-)	6 (-)	15 (-)	6 (-)
監査役 (うち社外監査役)	70 (17)	70 (17)	5 (2)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

- (注) 1. 報酬限度額の月額につきましては、取締役が40百万円以内（2006年6月29日第110期定時株主総会決議、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役1名））、監査役が10百万円以内（2022年6月29日第126期定時株主総会決議、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役2名））であります。
2. 当事業年度の業績連動報酬に係る主な指標の全社実績は、以下のとおりです。
売上高：9,440億円、営業利益額：657億円、営業利益率：7.0%、年間配当金：115円
3. 上記1. とは別枠で、株式報酬につきましては、当社が拠出する株式取得資金の限度額は、3事業年度（2022年12月31日で終了する事業年度から2024年12月31日で終了する事業年度）を対象に合計112.5百万円以内、対象期間延長の場合は1事業年度あたり45百万円以内であり、また取締役に付与されるポイント総数の上限は、1事業年度あたり合計3万ポイント（2022年6月29日第126期定時株主総会決議、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名）であります。
4. 株式報酬の総額は、2022年6月29日開催の第126期定時株主総会で承認いただいた株式報酬制度に基づき、当事業年度に費用計上した総額であります。

(5) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
社外取締役	高橋 進	13回中13回 (100%)	—	経済、経営についての高い識見と幅広い経験から発言を行っており、当社の持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督の役割を果たしています。
社外取締役	小島 秀雄	13回中13回 (100%)	—	特に公認会計士として財務及び会計の専門家の見地からの発言を行っております。また、同氏は指名委員会及び報酬委員会の委員長を務めており、当社の持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督の役割を果たしています。
社外取締役	瀧地 昭男	13回中13回 (100%)	—	経営者としての長年の実務経験と企業経営に関する高い識見から発言を行っており、当社の持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督の役割を果たしています。
社外監査役	中村 雅一	13回中12回 (92%)	13回中13回 (100%)	特に公認会計士として財務及び会計の専門家の見地からの発言を行っており、客観的かつ独立した立場で当社経営に対し実効性のある監査を行う役割を果たしています。
社外監査役	穂高 弥生子	13回中13回 (100%)	13回中13回 (100%)	特に弁護士として法律の専門家の見地からの発言を行っており、客観的かつ独立した立場で当社経営に対し実効性のある監査を行う役割を果たしています。

3. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

①当期に係る会計監査人の報酬等の額 141百万円

②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額 233百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 重要な子会社のうち、LBX Company, LLC、Sumitomo Machinery Corporation of America、LBCE Holdings, Inc.、Sumitomo SHI FW Energie B.V.、Sumitomo(SHI)Demag Plastics Machinery GmbH、Sumitomo(SHI)Cyclo Drive Germany GmbH、Lafert S.p.A.、住友建機(唐山)有限公司、住友重機械減速機(中国)有限公司及びSumitomo Heavy Industries(Vietnam)Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から、監査計画の内容、従前の監査状況及び報酬実績、報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、当事業年度の会計監査人の報酬等は適切であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 本事業報告に記載しております数値は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	当 期	科 目	当 期
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	711,358	流 動 負 債	418,238
現 金 及 び 預 金	97,476	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	186,282
受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産	300,281	短 期 借 入 金	36,442
棚 卸 資 産	275,528	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	10,000
そ の 他	43,734	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	16,985
貸 倒 引 当 金	△5,662	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	25,000
固 定 資 産	437,512	未 払 法 人 税 等	3,177
有 形 固 定 資 産	320,077	契 約 負 債	60,473
建 物 及 び 構 築 物	94,211	賞 与 引 当 金	7,513
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	80,085	保 証 工 事 引 当 金	10,603
土 地	110,701	受 注 工 事 損 失 引 当 金	2,423
建 設 仮 勘 定	10,517	債 務 保 証 損 失 引 当 金	1,754
そ の 他	24,563	そ の 他	57,585
無 形 固 定 資 産	56,644	固 定 負 債	153,710
の れ ん	19,223	社 債	40,000
そ の 他	37,421	長 期 借 入 金	32,338
投 資 そ の 他 の 資 産	60,792	退 職 給 付 に 係 る 負 債	36,363
投 資 有 価 証 券	16,728	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	20,479
長 期 貸 付 金	3,117	そ の 他 の 引 当 金	158
繰 延 税 金 資 産	20,552	そ の 他	24,371
退 職 給 付 に 係 る 資 産	8,524	負 債 合 計	571,948
そ の 他	13,193	純 資 産 の 部	
貸 倒 引 当 金	△1,322	株 主 資 本	468,496
資 産 合 計	1,148,870	資 本 金	30,872
		資 本 剰 余 金	25,203
		利 益 剰 余 金	413,570
		自 己 株 式	△1,149
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	100,767
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,763
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△752
		土 地 再 評 価 差 額 金	40,442
		為 替 換 算 調 整 勘 定	50,534
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	5,780
		非 支 配 株 主 持 分	7,659
		純 資 産 合 計	576,922
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,148,870

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	当 期
売 上 高	854,093
売 上 原 価	665,484
売 上 総 利 益	188,609
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	143,806
営 業 利 益	44,803
営 業 外 収 益	3,625
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,236
為 替 差 益	89
そ の 他	2,300
営 業 外 費 用	5,175
支 払 利 息	1,126
特 許 関 係 費 用	927
そ の 他	3,121
経 常 利 益	43,253
特 別 利 益	861
事 業 譲 渡 益	861
特 別 損 失	26,354
減 損 損 失	21,182
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5,172
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	17,761
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10,994
法 人 税 等 調 整 額	2,233
当 期 純 利 益	4,534
非支配株主に帰属する当期純損失	△1,247
親会社株主に帰属する当期純利益	5,782

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,366
投資活動によるキャッシュ・フロー	△37,279
財務活動によるキャッシュ・フロー	21,677
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,971
現金及び現金同等物の増減額	8,735
現金及び現金同等物の期首残高	84,992
現金及び現金同等物の期末残高	93,727

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	当 期
資 産 の 部	
流 動 資 産	182,547
現 金 及 び 預 金	17,574
受 取 手 形	2,479
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	56,292
製 品	18,379
仕 掛 品	26,920
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	885
前 払 費 用	7,243
未 収 入 金	1,352
短 期 貸 付 金	16,539
そ の 他	30,255
固 定 資 産	4,628
有 形 固 定 資 産	396,103
建 構 物	145,696
機 械 装 置	32,117
船 隻	5,448
車 両 運 搬 具	14,270
工 具 器 具 備 品	0
土 地	40
建 設 仮 勘 定 資 産	3,495
無 形 固 定 資 産	87,707
ソ フ ト ウ ェ ア	27
そ の 他	2,592
投 資 所 持 株 券	15,420
投 資 有 価 証 書	12,983
関 係 会 社 株 式	234,986
関 係 会 社 出 資 金	10,548
従 業 員 長 期 貸 付 金	160,479
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	35,708
破 産 更 生 債 権 等	5
長 期 前 払 費 用	12,224
繰 延 税 金 資 産	135
そ の 他	705
貸 倒 引 当 金	14,516
	3,607
	△2,940
資 産 合 計	578,650

科 目	当 期
負 債 の 部	
流 動 負 債	231,995
支 払 手 形	3,490
買 掛 金	46,264
短 期 借 入 金	16,000
1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	10,000
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	15,500
コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー 債	25,000
一 般 債	69
未 払 費 用	16,335
未 払 法 人 税	1,690
契 約 上 の 負 債	120
預 賞 金	34,608
与 引 当 金	56,677
注 工 事 引 当 金	1,785
そ の 他	3,247
固 定 負 債	12
社 債	1,197
長 期 借 入 金	164,478
一 般 債	40,000
関 係 会 社 事 業 譲 渡 損 失 引 当 金	29,900
退 職 給 付 引 当 金	25
資 産 除 去 債 務 債 金	6,215
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	115
長 期 預 り	18,203
	294
	20,479
	49,247
負 債 合 計	396,474
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	138,279
資 本 本 剰 余 金	30,872
資 本 準 備 金	27,086
そ の 他 資 本 剰 余 金	27,073
利 益 剰 余 金	13
利 益 準 備 金	81,471
そ の 他 利 益 剰 余 金	6,295
繰 越 利 益 剰 余 金	75,176
自 己 株	75,176
評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1,149
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	43,897
繰 延 へ ッ ジ 損 益	4,193
土 地 再 評 価 差 額 金	△738
	40,442
純 資 産 合 計	182,176
負 債 及 び 純 資 産 合 計	578,650

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	当 期
売 上 高	166,954
売 上 原 価	135,661
売 上 総 利 益	31,293
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	23,147
営 業 利 益	8,147
営 業 外 収 益	13,874
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	11,461
為 替 差 益	469
そ の 他	1,944
営 業 外 費 用	3,063
支 払 利 息 及 び 社 債 利 息	313
特 許 関 係 費 用	625
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,066
そ の 他	1,058
経 常 利 益	18,957
特 別 利 益	1,016
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	1,016
特 別 損 失	23,922
関 係 会 社 株 式 評 価 損	19,911
事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	3,787
減 損 損 失	224
税 引 前 当 期 純 損 失	△3,949
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	963
法 人 税 等 調 整 額	1,162
当 期 純 損 失	△6,074

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

住友重機械工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 木 豊
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 慶 典
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藪 前 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友重機械工業株式会社の2022年4月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友重機械工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

住友重機械工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 木 豊
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 慶 典
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藪 前 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友重機械工業株式会社の2022年4月1日から2022年12月31日までの第127期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2022年12月31日までの第127期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて子会社に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」及びその取組み（会社法施行規則第118条第3号イ及び同号ロ）については、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
 - ④ 「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。また、その各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月21日

住友重機械工業株式会社 監査役会

常勤監査役	鈴木 英 夫	㊟
常勤監査役	野 草 淳	㊟
監 査 役	中 村 雅 一	㊟
監 査 役	穂 高 弥生子	㊟

(注) 監査役 中村雅一及び監査役 穂高弥生子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

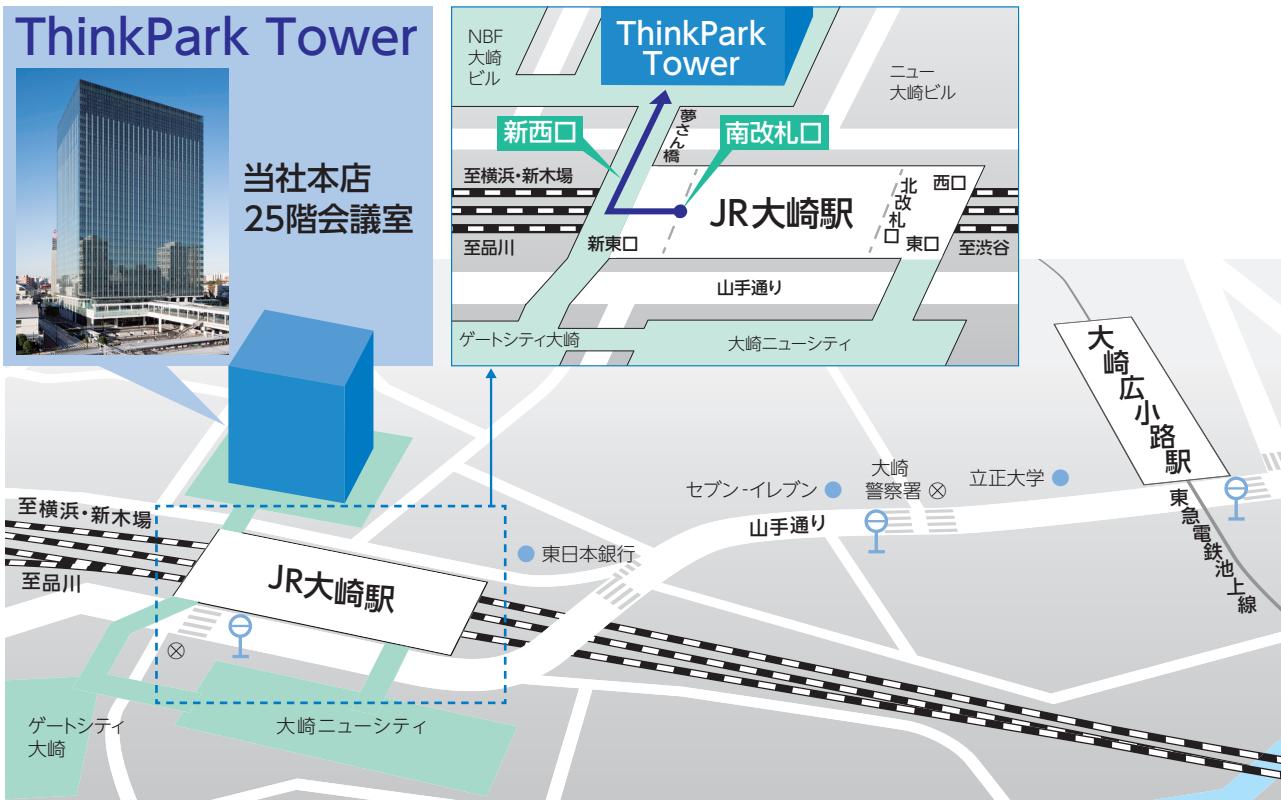
当社本店 25階会議室

東京都品川区大崎二丁目1番1号 (ThinkPark Tower)

交通

『大崎駅』 JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン 南改札口、新西口より徒歩約1分
相鉄JR直通線・東京臨海高速鉄道りんかい線

『大崎広小路駅』 東急電鉄池上線 徒歩約7分



《お願い》

駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関
をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

第127期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく)
(書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

2022年度 (2022年4月1日から
2022年12月31日まで)

- ① 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- ② 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
- ③ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ④ 連結計算書類の連結注記表
- ⑤ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ⑥ 計算書類の個別注記表

住友重機械工業株式会社

上記事項については、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための基本方針を以下のとおり定めております。

内部統制システム構築の基本方針

I. 目的

本方針は、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を定め、運用することにより、グループの企業価値の向上と持続的な発展を図ることを目的とする。

II. 基本方針

(1) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社の取締役会は内部統制システム構築の基本方針の決定を行うとともに、その有効性を適宜検証し、グループ内部統制システムを含む当社の内部統制システムの絶えざる向上・改善を図る。

(b) 当社は、独立社外取締役を選任し、取締役会の監督機能の向上を図るものとする。

(c) 当社の監査役は、グループ内部統制システムを含む当社の内部統制システムの構築及び運用に関する取締役の職務執行が適正に行われていることを監査する。

(d) 当社の取締役から、コンプライアンスに関する誓約書を徴集する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 当社の取締役の職務執行に係る情報は、当社で定める規程に基づき記録・保存し、当社の取締役及び監査役は、常時それらの記録を閲覧することができる。

(b) 当社の取締役の職務執行に係る重要な情報については、関係法令等の定めに従い適時適切な開示に努める。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 当社は、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社のリスク管理方針を策定し、リスクの識別及びリスクの低減並びにリスク発生の未然防止を推進する。

(b) 当社は、各部門に配置した内部統制推進者からなる内部統制推進体制を構築し、社長の下で当社の内部統制本部がこれを統括し、リスク管理を推進する。

(c) 各リスクの主管部門においてリスク管理に関する規程を整備し、当該規程に基づく教育・指導・監査等を通してリスクの低減を図る。

(d) 当社は、各部門に緊急連絡責任者を配置し、緊急事態が発生した場合には、規程に従い直ちに当該緊急連絡責任者から経営トップへ報告を行うものとする。報告を受けた経営トップは、適時に適切な対応を取るものとする。

④当社の財務報告の信頼性を確保するための体制

- (a)当社は、財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために、必要な体制を整備する。
- (b)当社の内部監査部門は、財務報告に係る内部統制システムの運用状況を監査することにより、当社の財務報告の信頼性を確保する。

⑤当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a)当社は執行役員制を採用し、決裁権限規程等に則り、適切な範囲で執行役員に権限を委譲することにより、効率的な職務執行を行う。
- (b)当社の取締役会で決議した中期経営計画及び年度予算の執行状況を、月次で開催される執行責任者会議等において執行責任者から報告させ、業務執行の状況を掌握できる体制とする。
- (c)経営上の重要な事項については、多面的な検討に基づき意思決定を行うため、社長の諮問機関として経営戦略委員会等を設置し、当該事項の検討・審議を行う。

⑥当社の執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a)当社は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンスに関する基本方針を決定し、内部統制本部が内部統制推進体制を通じてその徹底を図るものとする。
- (b)当社は、コンプライアンスに関する教育を継続的に実施する。また、執行役員及び全管理職からコンプライアンスに関する誓約書を徴集する。
- (c)当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える団体や個人に対しては毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断するものとする。
- (d)当社は、法令や企業倫理に違反する事実やその疑いのある場合の通報先として、内部通報制度を設け、その活用を促し、問題の早期発見に努める。
- (e)当社の執行役員及び使用人の職務執行については、主管部門による監査を行い、当該職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。

(2) 当社及び子会社からなるグループにおける業務の適正を確保するために必要な体制の整備について

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (a)当社は、グループ経営管理に関する規程に基づき、子会社のガバナンスの強化と職務執行の効率を追求する。
- (b)当社は、主要な子会社に内部統制システム構築の基本方針を策定させ、その運用状況は当社の内部統制本部を通じて当社の取締役会に報告する。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a)当社の内部統制本部が、主要な子会社に構築された内部統制推進体制を通じてグループ全体におけるリスク管理を推進する。
- (b)当社は、子会社において各リスクの管理に関する規程を整備させるとともに、当社の各リスクの主管部門による教育・指導・監査等を通して、グループ全体のリスクの低減を図る。

- (c)当社は、主要な子会社に緊急連絡責任者を配置し、緊急事態が発生した場合には、規程に従い当該緊急連絡責任者は直ちに当該子会社取締役及び当社経営トップへ報告を行うものとする。報告を受けた経営トップは、適時に適切な対応を取るものとする。
- ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a)当社のグループ経営管理に関する規程に則り、子会社は決裁権限規程等を策定し、効率的な職務執行を行う。
- (b)主要な子会社の中期経営計画及び年度予算については、当社取締役会で承認決議の上執行する。また、その執行状況については当社執行責任者会議等で子会社取締役等から報告させ、当社がグループ全体の職務執行の状況を掌握できる体制とする。
- (c)主要な子会社の経営上の重要な事項については、多面的な検討に基づき意思決定を行うため、当社の経営戦略委員会等において、当該事項の検討・審議を行う。
- ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a)当社の内部統制本部は、主要な子会社に構築された内部統制推進体制を通じてグループ全体におけるコンプライアンスの徹底を図るものとする。
- (b)当社は、子会社においてコンプライアンス教育を継続的に実施させる。また、必要に応じ子会社の取締役及び全管理職からコンプライアンスに関する誓約書を徴集する。
- (c)当社は子会社と連携し、子会社においても市民社会の秩序や安全に脅威を与える団体や個人に対しては毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断するものとする。
- (d)当社は、子会社に対し、当社の内部通報制度に基づく内部通報制度を設置させる。子会社に対する通報は、当該会社の監査役と共有するものとする。
- (e)当社から、主要な子会社に対しては取締役や監査役を派遣してグループ内部統制の強化に努めるとともに、当社の子会社の取締役の職務執行については、当社の主管部門が監査を行い、その職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ⑤子会社の財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a)当社は、子会社における財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために、主要な子会社に対して財務報告に係る内部統制システムの整備を義務付ける。
- (b)当社の内部監査部門は、主要な子会社における財務報告に係る内部統制システムの運用状況を監査することにより、子会社における財務報告の信頼性を確保する。
- (3) 当社の監査役の職務の執行のための必要な事項について
- ①当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役会の直属の部門として、当社の監査役の職務執行を補助すべき専任者を含む使用人からなる監査役室を設置する。

- ②当社の監査役の職務の執行を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役室に配置された使用人の人事異動、人事考課及び懲戒処分については当社の監査役の同意を必要とする。
- ③当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社の監査役の職務執行の補助に係る業務に関しては、監査役室に配置された使用人への指揮・命令は監査役が行うものとする。
- ④当社の監査役への報告に関する体制
- (a)当社の取締役、執行役員及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- (ア)当社の監査役は、取締役及び執行役員の職務執行を監査するため、取締役会、執行責任者会議その他当社の重要な会議に出席する他、主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な書類を閲覧するものとする。
- (イ)当社の取締役、執行役員及び使用人は、法令、定款又はコンプライアンスに違反する事実やその疑いがある場合には、直ちに当社の監査役に報告するものとする。
- (ウ)当社の内部通報制度の通報先に当社の監査役を含むものとする。
- (b)子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- (ア)子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令、定款又はコンプライアンスに違反する事実やその疑いがある場合には、直ちに当社の当該事項の主管部門を通じて当社の監査役に報告するものとする。
- (イ)当社の内部統制本部は、主要な子会社の内部通報制度に通報された内容のうち、重要なものについてはその内容及び対応状況を当社の監査役に適宜報告するものとする。
- (ウ)当社の内部監査部門が実施した子会社の監査結果の報告は、遅滞なく当社の監査役に報告するものとする。
- (c)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び主要な子会社は、各社の社内規程により、内部通報を行ったこと又は当社の監査役へ通報又は報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないことを規定し、社内周知徹底を図るものとする。
- ⑤当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
当社の監査役の職務執行について生じる費用等については予算化する。法に基づく前払い等の請求がある場合には、当該監査役の職務執行に必要なと認められる場合を除き、当社が支払うものとする。
- ⑥その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a)当社の取締役、執行役員及び子会社の取締役は、当社の監査役が当社の内部監査部門、内部統制部門、子会社の監査役及び会計監査人等との連携を通じて、実効的な監査を実施できる体制の整備を行うものとする。

- (b)当社は、当社及び子会社の監査役による関係会社監査役会を定期的開催し、監査に関する情報交換及びグループとしての監査機能の充実を図る。
- (c)当社が選任する監査役には、財務及び会計に関する適切な知見を有する者を含むものとする。

Ⅲ. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、取締役会の決議により改正するものとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、その運用状況の評価を行い、有効性を確認しております。
- ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、株主総会議事録・取締役会議事録等について、社内規程に則り適切に保存・管理しております。
- ③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a)当社グループの事業遂行に際し直面、発生する可能性のあるリスクの識別、当社グループに影響を与えるリスクの適切な管理により、全社的、総合的なリスク管理を推進することを目的に、リスク管理委員会を設置しております。同委員会では、リスク管理方針の策定や重要リスクの選定、その対応に関する事項について審議し、取締役会に報告を行っております。
 - (b)各部門は社内規程に基づき、年度毎にリスクの自己評価を行うとともに重点リスク管理項目を設定し、リスクの改善状況を四半期毎に本社へ報告しております。
 - (c)各部門は緊急事態が発生した場合には、社内規程に基づきその状況を経営トップに報告し、適時に対応する仕組みとしております。
- ④当社の財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、信頼性のある財務報告に係る内部統制システム構築のために各事業部門に内部統制の責任者及び推進者を配置しております。また監査室が財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況の監査を実施しております。
- ⑤当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、執行役員制を採用し、社内規程等に則り執行役員に権限を委譲し、効率的な職務執行を行っております。また毎月開催する執行責任者会議において執行責任者に月次業績、中期経営計画及び予算の執行状況を報告させております。
- ⑥当社の執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a)コンプライアンス委員会においてコンプライアンスに関する基本方針を確認するとともに、内部通報制度の運用状況やコンプライアンス教育の実施状況等、当期のコンプライアンス全般の状況を報告しております。

- (b)全社員に対して、職位に応じて必要なコンプライアンス教育を実施し、その周知徹底を図っております。また、年に1回実施するコンプライアンスの意識調査を通じて、社員のコンプライアンス意識の状況をモニタリングし、必要に応じて改善策を講じております。
- (c)全管理職から「コンプライアンス誓約書」を毎年徴集しております。
- ⑦当社及び子会社からなるグループにおける業務の適正を確保するために必要な体制
- (a)子会社のガバナンスの強化と職務執行の効率を追求するため、「グループ経営管理方針」に基づくグループ経営管理を行っております。さらに主要な子会社は各社で「内部統制システム構築の基本方針」を策定し、その運用状況を当社に報告しております。
- (b)主要な子会社は、社内規程に基づき年度毎にリスクの自己評価を行い、重点リスク管理項目を設定し、改善状況を四半期毎に当社へ報告しております。
- (c)国内・海外子会社は、コンプライアンス教育を実施し、その周知徹底を図っております。また、国内子会社ではコンプライアンスの意識調査を通じて、社員のコンプライアンス意識の状況を毎年モニタリングし、その結果及び改善の状況を当社に報告しております。
- (d)外部専門会社の通報窓口を利用した当社グループ共通の内部通報制度を運用しており、通報窓口に通報があった場合には、当該通報窓口から当社のコンプライアンス委員会事務局又は当社の常勤監査役に報告させる仕組みとしております。
- (e)主要な国内・海外子会社は、信頼性のある財務報告に係る内部統制システム構築のために内部統制の責任者及び推進者を配置しております。また当社監査室が、主要な国内・海外子会社の財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況の監査を実施しております。
- ⑧当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a)当社では、監査役の業務を補助すべき専任組織として監査役室を設置し、専任使用人と兼任使用人を配置しており、監査役が監査役室の当該使用人に対して指揮・命令を行っております。
- (b)当社は、監査役の職務執行について生ずる費用等については年度予算に計上しており、これを適切に運用しております。
- (c)当社は、監査役の監査を実効的なものとするため、取締役会、執行責任者会議、経営戦略委員会等の重要な会議を通じて、監査役に対し情報提供を行う他、監査役と代表取締役との定期的な意見交換の場を設けております。また、関係会社の監査役、当社の監査室及び会計監査人は、その業務に関し定期的にまた必要の都度、当社監査役との間で情報交換を行い、当社グループ全体の監査の充実を図っております。
- (d)当社は、法令やコンプライアンス違反に相当する事件や事項については、当社の主管部門を通じて直ちに監査役へ報告しております。また、当社及び国内子会社は内部通報者の保護に関する規程を整備し、各社内に周知・徹底しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方については、最終的には、株主の皆様により、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保を図るという観点から決せられるべきものと考えております。従って、会社支配権の異動を伴うような大規模な株式等の買付けの提案に応じるか否かといった判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案（以下「大規模買付行為」といいます）の中には、買収の目的や買収後の経営方針などに鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に対して買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるものなど、企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼすものも想定されます。当社といたしましては、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、一流の商品とサービスを世界に提供し続ける機械メーカーを目指すとともに、誠実を旨とし、あらゆるステークホルダーから高い評価と信頼を得て、社会に貢献するという企業使命のもと、上記基本方針を実現するため、中期経営計画の策定及びその実践に加えて、以下のとおりコーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

当社は、当社グループの企業価値の増大を図り、あらゆるステークホルダーからの評価と信頼をより高めていくため、効率的で透明性の高い経営体制を確立することを目的として、「住友重機械コーポレートガバナンス基本方針」を制定しております。また、1999年の執行役員制度の導入、2002年以降の社外取締役の選任、2007年の取締役任期の2年から1年への短縮、さらに2015年からは社外取締役を複数名選任するなどして取締役会の活性化や経営の透明性の確保に努めております。

具体的には、社外取締役は、経営陣から独立した立場で経営を監督し、ステークホルダーの視点を適切に反映させる役割を担っております。また、執行役員制度の導入により、迅速・果断な業務執行を可能とする環境を整備する一方で、重要な経営課題及びリスクの高い経営課題については、取締役会において経営陣から適宜報告を行うものとする事により、取締役会は、経営陣及び取締役に対する実効性の高い監督を行っております。さらに、取締役会は、会社法その他の関係法令に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制を適切に整備するとともに、その年度計画及び運用状況について内部統制部門からの報告を受け、必要な指示を行うことにより、その運用を適切に監督しております。

社外監査役は、各分野における高い専門知識や豊富な経験を、常勤監査役は、当社の経営に関する専門知識や豊富な経験をそれぞれ活かし、実効性の高い監査を行うとともに、取締役会及び執行責任者会議等において経営陣に対して積極的に意見を述べております。また、監査役をサポートする部門として監査役室を設置し、専任の使用人を配置することにより、監査役業務の支援及び監査役に対する円滑な情報提供を行っております。さらに、当社及び関係会社の監査役による関係会社監査役会議を定期的で開催し、監査に関する情報交換、グループとしての監査機能の充実を図っております。また、海外子会社に対する実地監査を毎年行うなど、グローバル化に対応した監査を実施しております。

さらに、当社は任意の委員会として、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。指名委員会は、取締役・監査役候補の指名、取締役・監査役の解任、役付取締役・代表取締役の選定・解職等について取締役会の諮問を受けて審査・答申するとともに、最高経営責任者等の後継者計画について毎年確認し、その進捗を取締役に報告しております。報酬委員会は、取締役及び執行役員の報酬制度、報酬水準等について、取締役会の諮問を受けて審議・答申を行っております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を導入することに関して2008年6月27日開催の第112期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂き、その後、2011年6月29日開催の第115期定時株主総会及び2014年6月27日開催の第118期定時株主総会において、それぞれ所要の変更を行ったうえで、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を継続することにつき、株主の皆様の過半数の賛成により、ご承認を頂きました（以下、継続後の対応方針を「本プラン」といいます）。

しかしながら、当社は、2017年6月29日開催の第121期定時株主総会の終結の時をもって有効期間満了を迎える本プランの取扱いについて検討した結果、現在の経営環境下においては、中期経営計画に掲げる目標の達成に向けた施策を着実に実行することにより、持続的な成長を確保し、株主の皆様をはじめ、広く社会、市場、ステークホルダーの皆様からの社会的信頼に添えていくこと、及びコーポレートガバナンスの更なる整備・強化に取り組むことこそが、株主共同の利益の確保、向上につながるものであって、本プランを継続することが必要不可欠なものではないと判断し、2017年5月26日開催の取締役会において、かかる有効期間満了をもって本プランを継続しないことを決議しました。

もっとも、当社は、本プランの有効期間満了後も引き続き、当社株式に対して大規模買付行為を行おうとする者に対しては、当社の企業価値、株主共同の利益を確保する観点から、関係する法令に従い、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の開示を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様の検討のために必要な時間と情報の確保に努める等、適切な措置を講じてまいります。

(4) 基本方針の実現に資する取組みについての取締役会の判断

当社は、上記基本方針を実現するための取組みとして上記(2)及び(3)の取組みを進めることにより、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上につながれると考えていると同時に、当社の企業価値、株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行うことは困難になるものと考えています。また、大規模買付行為を行う者が現れた場合も、その是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報及び時間の確保に努めるなど、適切な措置を講じてまいります。したがって、上記(2)及び(3)の取組みは上記基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	30,872	26,071	423,104	△1,123		478,923
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△15,315			△15,315
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			5,782			5,782
自 己 株 式 の 取 得				△213		△213
自 己 株 式 の 処 分		13		188		200
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△880				△880
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	△868	△9,534	△26		△10,427
当 期 末 残 高	30,872	25,203	413,570	△1,149		468,496

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	4,763	△1,363	40,442	23,601	5,022	72,464	15,456	566,843
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△15,315
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								5,782
自 己 株 式 の 取 得								△213
自 己 株 式 の 処 分								200
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								△880
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	0	611	—	26,933	758	28,303	△7,797	20,507
当 期 変 動 額 合 計	0	611	—	26,933	758	28,303	△7,797	10,079
当 期 末 残 高	4,763	△752	40,442	50,534	5,780	100,767	7,659	576,922

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 144社

主要な連結子会社の名称

住友建機株式会社
住友建機販売株式会社
住友重機械建機クレーン株式会社
日本スピンドル製造株式会社
新日本造機株式会社
住友重機械マリンエンジニアリング株式会社
住友重機械ギヤボックス株式会社
住友重機械搬送システム株式会社
住友重機械エンバイロメント株式会社
住友重機械イオンテクノロジー株式会社
住友重機械プロセス機器株式会社
住友重機械精機販売株式会社
LBX Company,LLC
Sumitomo Machinery Corporation of America
LBCE Holdings, Inc.
Sumitomo SHI FW Energie B.V.
Sumitomo(SHI)Demag Plastics Machinery GmbH
Sumitomo(SHI)Cyclo Drive Germany GmbH
Lafert S.p.A.
住友建機(唐山)有限公司
住友重機械減速機(中国)有限公司
Sumitomo Heavy Industries(Vietnam)Co.,Ltd.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 住友重機械精密科技股份有限公司

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 4社

主要な会社等の名称 住友ナコフォークリフト株式会社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の名称等

持分法を適用していない非連結子会社（住友重機械精密科技股份有限公司ほか）及び関連会社（KRONES-IZUMI PROCESSING PTE. LTD.ほか）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの……………時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
市場価格のない株式等……………移動平均法に基づく原価法
- ② デリバティブ……………時価法
- ③ 棚卸資産
仕掛品……………主として個別法に基づく原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
製品、原材料及び貯蔵品……………主として総平均法に基づく原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物及び構築物 10～50年
機械装置及び運搬具 5～12年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて
おります。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産につきましては、リース期間を耐用年
数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率により計上して
おります。また、貸倒懸念債権及び破産更生債権につきましては、個別に回収可能性を勘案し、回収
不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上し
ております。
- ③ 保証工事引当金
製品納入後の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績等に基づき計上しております。
- ④ 受注工事損失引当金
未引渡工事のうち、当連結会計年度末時点で損失の発生する可能性が高いと見込まれ、かつ、当
該損失額を合理的に見積ることが可能な工事につきましては、翌連結会計年度以降の損失見積額を
計上しております。

- ⑤ 債務保証損失引当金
リース契約に伴う買取保証等の債務保証に係る将来の損失に備えるため、被保証先の財政状態等を個別に勘案し、当連結会計年度末における損失負担見積額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る負債の計上基準
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
当社グループは、減・変速機、プラスチック加工機械、油圧ショベル、運搬機械、船舶、エネルギープラント設備等の販売・サービスの提供を行っております。
製品の販売については、主として顧客が当該物品に対する支配を獲得する物品の引渡し時点において履行義務が充足されると判断しており、通常は物品の引渡し時点で収益を認識しています。なお、据付の義務を負わない製品については、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点において収益を認識しています。工事契約の実施及び役務の提供については、主として一定期間にわたって履行義務が充足されると判断しており、顧客に提供する当該履行義務の充足に向けての進捗度を見積ることにより収益を認識しています。工事の進捗度の算定は主に原価比例法を用いています。原価比例法においては、実施した工事に関して発生した工事原価が見積工事原価総額に占める割合をもって工事の進捗度としております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップにつきましては、特例処理を採用しております。
また、為替予約につきましては振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- | | |
|----------|---------------------------|
| ヘッジ手段 | ヘッジ対象 |
| 為替予約取引 | 外貨建売掛金及び契約資産、外貨建買掛金及び予定取引 |
| 金利スワップ取引 | 借入金 |
- ③ ヘッジ方針
取締役会で定めた「市場リスク管理規程」に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクの低減を図ることを目的としており、実需原則に従い投機的な取引は行わないこととしております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を6か月毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価し

ております。ただし、特例処理によっている金利スワップにつきましては、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんにつきましては、20年以内のその効力の及ぶ期間にわたって均等償却しております。ただし、少額なものにつきましては発生時に全額を償却しております。

(8) グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結子会社では、グループ通算制度を適用しております。

(追加情報)

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

4. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

連結の範囲及び持分法の適用範囲の変更

	会社名	変更の理由
連結の範囲とした会社	Invertek Drives Iberica S.L.	株式を追加取得したため
	SHI FW UK Ltd.	新規に設立したため
連結の範囲から除外した会社	LBX international LLC 他1社	清算が終了したため
	株式会社住重エス・エヌビジネス	吸収合併により解散したため
	住重環境技術株式会社	

5. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から生じる収益であり、当社グループの報告セグメントを地域別に分解した場合の内訳は以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2022年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	メカトロニクス	インダストリアル マシナリー	ロジスティクス& コンストラクション	エネルギー& ライフライン	計		
北米	43,260	25,486	116,418	10,430	195,594	—	195,594
欧州	43,504	40,010	15,709	19,291	118,515	—	118,515
アジア (除く中国)	17,912	32,226	34,318	19,810	104,266	—	104,266
中国	17,745	53,399	13,602	1,121	85,867	20	85,887
その他	13,584	5,683	14,293	16,800	50,360	—	50,360
海外	136,006	156,803	194,341	67,452	554,602	20	554,622
日本	45,425	68,122	105,974	75,881	295,402	4,069	299,471
外部顧客への 売上高	181,431	224,926	300,315	143,332	850,004	4,089	854,093

(注)「外部顧客への売上高」は、顧客との契約から生じた収益及びその他の源泉から生じた収益が含まれております。その他の源泉から生じた収益には、リースに関する収益、不動産事業収益がありますが、金額に重要性はありません。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約について、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

収益は、経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、その金額が信頼性をもって測定できる範囲において認識し、契約上の支払条件を考慮の上、受領した又は受領可能な対価の公正価値で測定しております。取引価格には重要な金融要素は含まれておりません。

収益を認識するにあたっては、当社グループの製品の販売、工事契約・役務提供について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、通常は下記の時点で履行義務を充足すると判断し収益を認識しております。

① 製品の販売に係る収益

製品の販売に係る収益には、主に減・変速機、プラスチック加工機械、油圧ショベルの販売が含まれ、引渡し時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得した段階で、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、据付の義務を負わない製品については、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点において収益を認識しています。

② 工事契約・役務の提供に係る収益

工事契約に係る収益には、主に船舶、運搬機械、エネルギープラント設備の建設、製造が含まれ、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しており、顧客に提供する当該履行義務の充足に向けて進捗度を見積っております。工事の進捗度の算定は主に原価比例法を用い

ています。原価比例法においては、実施した工事に関して発生した工事原価が見積工事原価総額に占める割合をもって工事の進捗度としております。なお、工期がごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	21,563	22,966
売掛金	212,028	218,901
合計	233,591	241,867
契約資産	61,179	58,414
契約負債	55,952	60,473

当連結会計年度における期首契約負債残高のうち、当連結会計年度に認識した収益は39,784百万円であります。

当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益に重要性はありません。

契約資産は、当連結会計年度末時点で完了しているが未請求の作業に係る対価に関するものであります。契約資産は、支払に対する権利が無条件となった時点で債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関するものであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における、残存履行義務に配分した取引価格の総額は138,797百万円であります。当該履行義務に配分した取引価額は、主に個別受注品事業に属するものであり、約9割が3年以内、約1割が3年超の長期にわたって履行義務を充足する工事契約に係る取引となっております。

6. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

連結貸借対照表において、のれん19,223百万円が計上されており、このうちLafert S.p.A.ののれんは以下のとおりであります。

・Lafert S.p.A.ののれん 11,071百万円

② 会計上の見積りの内容の理解に資する情報

当連結会計年度においてLafert S.p.A.は、原材料や調達品の価格上昇等により、のれん償却費計上後の営業損益が継続的にマイナスとなっており、のれんの減損の兆候があるため、減損損失の認識の要否の判定を行いました。

その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額がのれんを含む資産グループの帳簿価額を上回ったため減損損失の認識は不要と判断しました。

当該判定に用いた割引前将来キャッシュ・フローは、当社の作成した事業計画を基礎としており、産業用モータ市場の予測成長率といった外部機関の公表データやそれぞれのマーケットシェアの見込み等に基づき事業計画を策定しています。

よって、当該見積りは将来の予測不能な事業環境の変化などによって影響を受ける可能性があり、見積将来キャッシュ・フローが悪化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失の認識が必要となる可能性があります。

(2) 一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事原価総額の見積り

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

連結損益計算書に計上された売上高854,093百万円のうち、一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事収益（売上高）は以下のとおりであります。

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事収益（売上高） 113,818百万円

② 会計上の見積りの内容の理解に資する情報

当社グループは、「インダストリアル マシナリー」、「ロジスティックス&コンストラクション」、「エネルギー&ライフライン」の各セグメントにおいて、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主に原価比例法を用いています。原価比例法においては、実施した工事に関して発生した工事原価が見積工事原価総額に占める割合をもって工事の進捗度としております。工事原価総額の見積りは工事実行予算を基礎としておりますが、工事の内容が契約ごとに大きく異なるため、工事実行予算の作成及び見直しにあたっては不確実性が伴います。具体的には、工事契約の完了に必要な全ての作業内容が特定され、その見積原価が工事実行予算に含まれているか否かの判断や、当初想定できなかった経済情勢の変動、設計や工程の混乱等による当初の見積り以上のコスト発生及び製品の性能や納期上の問題によるペナルティーの支払い等が適時・適切に工事実行予算に反映されているか否かの判断といった当社グループによる判断が工事原価総額の見積りに重要な影響を及ぼします。そのため、工事原価総額の見積りが重要な会計上の見積りとなり、原則として四半期毎にその見直しを行っております。しかし、上記のような当社グループによる判断に影響を及ぼす事象の発生などにより、工事原価総額の見積額に変更があった場合、翌連結会計年度の工事収益（売上高）の計上金額に影響を及ぼす可能性があります。

7. 追加情報

(1) 取締役及び執行役員に対する株式報酬制度

当社は、2022年6月29日開催の第126期定時株主総会の決議に基づき、取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員（以下総称して「取締役等」という。）を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。本制度は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

① 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社普通株式（以下「当社株式」という。）を取得し、取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて取締役等に対して交付されるものであります。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時であります。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、200百万円、67,500株であります。

(2) 連結決算日の変更に関する事項

当社は2022年6月29日に開催された第126期定時株主総会で、「定款一部変更の件」が承認されたことを受けて、2022年度より決算日を3月31日から12月31日に変更しております。決算期変更の経過期間となる当連結会計年度は、当社及び3月決算であった連結子会社は2022年4月1日から2022年12月31日の9か月間を、12月決算であった連結子会社は2022年1月1日から2022年12月31日の12か月間を連結対象期間とする変則的な決算としております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	741百万円
計	741百万円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	59百万円
長期借入金	238百万円
計	297百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 368,093百万円

3. 偶発債務

(1) 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対し、下記のとおり保証を行っております。

三井住友ファイナンス&リース株式会社	(リース契約に伴う買取保証等)	6,109百万円
みずほリース株式会社	(リース契約に伴う買取保証等)	927百万円
株式会社ダイヤモンド建機	(リース契約に伴う買取保証等)	584百万円
東銀リース株式会社	(リース契約に伴う買取保証等)	287百万円
伊藤忠TC建機株式会社	(リース契約に伴う買取保証等)	54百万円
その他9件	(リース契約に伴う買取保証等)	143百万円
合計		8,103百万円

上記には外貨建保証債務249百万人民元(4,735百万円)及び3百万台湾ドル(11百万円)が含まれております。

(2) 受取手形流動化に伴う買戻し義務 2,144百万円

4. 期末日満期手形

期末日手形の会計処理については、手形交換日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関休業日であるため、次の期末日満期手形は手形交換日に交換が行われたものとみなして処理しております。

受取手形	484百万円
支払手形	653百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 期末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	122,905,481	—	—	122,905,481
合計	122,905,481	—	—	122,905,481
自己株式				
普通株式	405,110	72,184	67,644	409,650
合計	405,110	72,184	67,644	409,650

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式数には、取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口が所有する当社株式67,500株を含めております。

2. 自己株式数の増加は単元未満株式の買取請求4,684株及び株式交付信託による増加67,500株であり、減少は単元未満株式の買増請求144株及び株式交付信託による減少67,500株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	9,800	80	2022年3月31日	2022年6月30日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	5,515	45	2022年9月30日	2022年12月2日
計		15,315	—		

(注) 2022年11月11日開催の取締役会決議の配当金の総額には、取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口に対する配当金3百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの2023年3月30日開催の定時株主総会において、次のとおり、付議を予定しております。

- ① 配当金の総額 5,515百万円
- ② 1株当たり配当額 45円00銭
- ③ 基準日 2022年12月31日
- ④ 効力発生日 2023年3月31日(予定)

なお、配当原資につきましては、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 2023年3月30日開催の定時株主総会決議の配当金の総額には、取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口に対する配当金3百万円が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 4,647円20銭
2. 1株当たり当期純利益 47円20銭

(注) 当連結会計年度より、取締役等に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に当該信託口が保有する当社株式67,500株を含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数には、その計算において控除する自己株式に当該信託口が保有する当社株式67,500株を含めております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは総合機械メーカーとして減・変速機をはじめとする様々な機械、システムの製造販売事業を行っており、必要な運転資金及び設備資金を銀行借入や社債発行によって調達しております。一時的な余資は、安全性の高い短期的な金融資産での運用に限定しております。デリバティブは後述するリスクをヘッジする目的に利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開することから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建ての営業債権と営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジし、ポジションを一定比率に維持しております。定期的に把握されたヘッジ比率と未ヘッジのポジションが取締役会に報告されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その殆どが1年以内の支払期日であります。一部には原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されているため、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金及び社債は、主に営業取引に係る運転資金と設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち長期借入金の一部につきましては、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法につきましては、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。また外貨建ての借入金は、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約及び借入金に係る支払金利や為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法などにつきましては、「連結注記表 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記3.会計方針に関する事項(6)重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループでは、一定金額以上の国内案件と輸出案件につきましては、受注前に事前の与信審査を行うなど、営業債権の回収懸念軽減を図っております。また、各事業部門が与信管理規程に従い、取引相手ごとの営業債権の期日及び残高を管理し、回収懸念の早期把握に努めております。

デリバティブ取引の利用にあたりましては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。定期預金の運用にあたりましては、償還リスクを軽減するために、融資取引があり、かつ格付の高い金融機関のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は外貨建ての営業債権と営業債務をネットしたポジションにつきまして、ヘッジ比率、未ヘッジの為替量を定めた市場リスク管理規程に従って、為替ヘッジを行っており、月次のヘッジ状況は毎月の取締役会に報告しております。外貨建ての営業債権債務を有する主要な連結子会社につきましても、ヘッジ比率、あるいは未ヘッジの為替量を定めた為替ヘッジ規程に従い、為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクを管理しております。

また、当社は借入金に係る支払金利発生額を把握しており、定期的に取り締役に報告しております。支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券につきましては、定期的の時価や発行体の財務状況を把握しております。また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社及び主要な連結子会社はデリバティブ取引につきましては、前述の為替及び金利変動リスクをヘッジする目的にのみ利用する方針であり、月次で契約先との残高照合などを行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、主要な連結子会社にキャッシュ・マネジメント・システムを導入し、当社がグループの資金を一元管理しております。事業部門及び主要関係会社からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新するとともに、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金並びにコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券	10,226	10,226	—
(2)社債	50,000	49,933	△67
(3)長期借入金	49,323	49,458	135
(4)デリバティブ取引(*)	1,407	1,565	158

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につきましては、()で示しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ取引及び為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等（関係会社株式（連結貸借対照表計上額4,171百万円）、非上場株式（同2,326百万円）及び出資証券（同5百万円））は、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 土地の再評価

当社において、土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額につきましては、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定しておりますが、一部につきましては、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価等に基づいて算定しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △17,110百万円

2. 減損損失

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	場所	種類	金額
その他	オランダ他	のれん その他無形固定資産	10,203百万円 7,541百万円
その他	ドイツ	のれん他	2,974百万円
事業用資産	神奈川県横須賀市他	機械装置他	308百万円
遊休資産	神奈川県横須賀市	建物他	120百万円
事業用資産	東京都西東京市他	機械装置他	36百万円

(2) 減損損失の認識に至った経緯

のれんは、当社の連結子会社であるSumitomo SHI FW Energie B.V.において、世界的な脱炭素の動きを受けて主力事業である固体燃料焚ボイラ市場が大幅に縮小し、想定していた超過収益力の実現が困難になったことから、Leifeld Metal Spinning GmbHにおいて、買収時に想定していた超過収益力の実現が困難になったことから、減損損失を認識するものであります。

また、その他の有形・無形固定資産については、収益性の低下等により投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を認識するものであります。

(3) 資産グルーピングの方法

事業部門別を基本とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産等につきましては個々の物件単位でグルーピングをしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により算定しております。正味売却価額については、処分価額から処分に要する費用を控除した金額をもって算定しており、将来使用見込がなく売却が困難な資産については、零としております。また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを割引前加重平均資本コスト(13.3%~17.2%)で割引いて算定しておりますが、一部の資産は将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため零としております。

3. 投資有価証券評価損

当社が保有するHighview Enterprises Limitedの株式について、取得価額に比べて実質価額が著しく下落したため、評価損を計上しております。

4. 企業結合等関係

共通支配下の取引等

子会社株式の追加取得

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 住友重機械建機クレーン株式会社

事業の内容 クローラクレーン等の建設機械及びこれらに関連する機械器具の製造、修理、販売。また、付帯関連する一切の事業

② 企業結合日

2022年12月31日

③ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

④ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

追加取得した株式の議決権比率は34.0%であり、当該取引により住友重機械建機クレーン株式会社を当社の完全子会社といたしました。

当該追加取得は、建機クレーン事業の成長と強化を図り、当社グループ内におけるリフティングビジネスの連携強化、建設機械事業を含めたロジスティックス&コンストラクションセグメント事業の盤石化を図るために行ったものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項		
株式の取得原価及び対価の種類ごとの内訳		
取得の対価	現金	7,322百万円
		7,322百万円
取得原価		7,322百万円

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

- ① 資本剰余金の主な変動要因
子会社株式の追加取得
- ② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額
862百万円

5. 金額の端数処理

表示未満の端数を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	30,872	27,073	0	27,073	6,295	96,565	102,860	△1,123	159,681
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△15,315	△15,315		△15,315
当 期 純 損 失						△6,074	△6,074		△6,074
自己株式の取得								△213	△213
自己株式の処分			13	13				188	200
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	13	13	—	△21,389	△21,389	△26	△21,402
当 期 末 残 高	30,872	27,073	13	27,086	6,295	75,176	81,471	△1,149	138,279

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	4,027	△1,173	40,442	43,295	202,976
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△15,315
当 期 純 損 失					△6,074
自己株式の取得					△213
自己株式の処分					200
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	166	436	—	602	602
当 期 変 動 額 合 計	166	436	—	602	△20,800
当 期 末 残 高	4,193	△738	40,442	43,897	182,176

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券
子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの ……時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
市場価格のない株式等……………移動平均法に基づく原価法
- (2) デリバティブ……………時価法
- (3) 棚卸資産
仕掛品……………個別法に基づく原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
製品、原材料及び貯蔵品……………主として総平均法に基づく原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 10～50年
機械装置及び車両運搬具 5～12年
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産につきましては、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率により計上しております。また、貸倒懸念債権及び破産更生債権につきましては、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 保証工事引当金
製品納入後の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績等に基づき計上しております。

(4) 受注工事損失引当金
未引渡工事のうち、当事業年度末時点で損失の発生する可能性が高いと見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事につきましては、翌事業年度以降の損失見積額を計上しております。

(5) 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(6) 事業譲渡損失引当金
リゾート開発事業の譲渡に伴い今後発生すると予想される損失見込額を計上しております。

(7) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、過去勤務費用につきましては、発生した事業年度において費用処理しております。

さらに、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は連結計算書類における会計処理方法と異なっております。

5. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社は、減・変速機、プラスチック加工機械、エネルギープラント設備等の販売・サービスの提供を行っております。

製品の販売については、主として顧客が当該物品に対する支配を獲得する物品の引渡し時点において履行義務が充足されると判断しており、通常は物品の引渡し時点で収益を認識しています。なお、据付の義務を負わない製品については、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点において収益を認識しています。工事契約の実施及び役務の提供については、主として一定期間にわたって履行義務が充足されると判断しており、顧客に提供する当該履行義務の充足に向けての進捗度を見積ることにより収益を認識しています。工事の進捗度の算定は原価比例法を用いています。原価比例法においては、実施した工事に関して発生した工事原価が見積工事原価総額に占める割合をもって工事の進捗度としております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップにつきましては、特例処理を採用しております。

また、為替予約及び通貨スワップにつきましては振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約取引

金利スワップ取引

ヘッジ対象

外貨建売掛金及び契約資産、外貨建買掛金及び予定取引

借入金

(3) ヘッジ方針
取締役会で定めた「市場リスク管理規程」に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクの低減を図ることを目的としており、実需原則に従い投機的な取引は行わないこととしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を6か月毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップにつきましては、有効性の評価を省略しております。

7. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(追加情報)

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報について「連結注記表 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 5.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

9. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した額

当事業年度末の貸借対照表において、関係会社株式160,479百万円が計上されており、このうち Lafert S.p.A.株式は以下のとおりであります。

・ Lafert S.p.A.株式 25,035百万円

② 会計上の見積りの内容の理解に資する情報

当社は、市場価格のない株式等は取得原価をもって貸借対照表価額とし、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い評価差額は当期の損失として処理（減損処理）しています。

Lafert S.p.A.株式について、当事業年度末において超過収益力を反映した株式の実質価額を「連結注記表 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 6.会計上の見積りに関する注記」に記載のとおり、産業用モータ市場の予測成長率といった外部機関の公表データやそれぞれのマーケットシェアの見込み等に基づいた事業計画を基礎として評価しました。その結果、株式の実質価額に著しい低下は見られませんでしたので、取得原価をもって貸借対照表価額としています。しかし、将来の予測不能な事業環境の変化などによって、実質価額に著しい低下が見られる場合、翌事業年度の計算書類において評価損が計上される可能性があります。

(2) 一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事原価総額の見積り

① 当事業年度の計算書類に計上した額

当事業年度の損益計算書に計上された売上高166,954百万円のうち、一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事収益（売上高）は以下のとおりであります。

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事収益（売上高） 36,197百万円

② 会計上の見積りの内容の理解に資する情報

「連結注記表 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 6.会計上の見積り

に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

10. 追加情報

(1) 取締役及び執行役員に対する株式報酬制度

当社は、2022年6月29日開催の第126期定時株主総会の決議に基づき、取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員（以下総称して「取締役等」という。）を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。本制度は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

① 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社普通株式（以下「当社株式」という。）を取得し、取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて取締役等に対して交付されるものであります。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時であります。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、200百万円、67,500株であります。

(2) 決算日の変更に関する事項

当社は2022年6月29日に開催された第126期定時株主総会で、「定款一部変更の件」が承認されたことを受けて、2022年度より決算日を3月31日から12月31日に変更しております。決算期変更の経過期間となる当事業年度は、2022年4月1日から2022年12月31日の9か月間となっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 135,032百万円

2. 偶発債務

(1) 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入等に対し、下記のとおり債務保証を行っております。

Sumitomo SHI FW Energie B.V.	15,861百万円
住友建機株式会社	10,894百万円
Sumitomo Heavy Industries(USA), Inc.	8,626百万円
Sumitomo(SHI)Demag Plastics Machinery GmbH	3,472百万円
住友重機械搬送システム株式会社	2,151百万円
Sumitomo Heavy Industries(Vietnam)Co.,Ltd.	929百万円
住友重機械マリンエンジニアリング株式会社	913百万円
住友重機械エンパイロメント株式会社	910百万円
他10件	4,788百万円
合計	48,543百万円

上記には外貨建保証債務125百万ユーロ(17,712百万円)、72百万米ドル(9,577百万円)、28百万ポランドズウォティ(846百万円)、198百万タイバーツ(753百万円)、27百万ブラジルリアル(666百万円)、25百万人民元(475百万円)及び3百万台湾ドル(11百万円)が含まれております。

(2) 受取手形流動化に伴う買戻し義務 586百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	64,367百万円
関係会社に対する短期金銭債務	65,327百万円
関係会社に対する長期金銭債務	49,175百万円

4. 期末日満期手形

期末日手形の会計処理については、手形交換日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関休業日であるため、次の期末日満期手形は手形交換日に交換が行われたものとみなして処理しております。

支払手形	57百万円
------	-------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	68,418百万円
関係会社からの仕入高	47,164百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	12,384百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び数 普通株式 409,650株

(注) 当事業年度末の自己株式数には、取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口が所有する当社株式67,500株を含めております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、減損損失、保証工事引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は土地再評価によるものであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Sumitomo SHI FW Energie B.V.	所有 直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	債務保証 (注1)	15,861	—	—
				資金の貸付 (注2)	4,565	関係会社 長期貸付金	8,489
子会社	住友建機株式会社	所有 直接 100%	役員の兼任	債務保証 (注1)	10,894	—	—
子会社	Sumitomo Heavy Industries(USA), Inc.	所有 直接 100%	役員の兼任なし	債務保証 (注1)	8,626	—	—
子会社	Lafert S.p.A.	所有 直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注2)	4,129	短期貸付金	12,185
子会社	住友重機械イオンテク ノロジー株式会社	所有 直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注2)	3,847	短期貸付金	8,858

- (注) 1. 当社は銀行借入金等に対して債務保証を行っております。
2. 資金の貸付については市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また、取引金額においては純額で表示しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額 1,487円20銭
- 2 1 株当たり当期純損失 49円58銭

(注) 当事業年度より、取締役等に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に当該信託口が保有する当社株式67,500株を含めております。また、1株当たり当期純損失の算定上の基礎となる期中平均株式数には、その計算において控除する自己株式に当該信託口が保有する当社株式67,500株を含めております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額につきましては、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定しておりますが、一部につきましては、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価等に基づいて算定しております。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△17,110百万円

なお、土地再評価差額金は、会社計算規則第158条第3号の規定により、配当に充当することが制限されております。

2. 減損損失

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	場所	種類	金額
事業用資産	神奈川県横須賀市	機械装置他	188百万円
事業用資産	東京都西東京市他	機械装置他	36百万円

(2) 減損損失の認識に至った経緯

収益性の低下等により、投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を認識するものであります。

(3) 資産のグルーピングの方法

事業部門別を基本とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産につきましては個々の物件単位でグルーピングをしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により算定しております。正味売却価額については、処分価額から処分に要する費用を控除した金額をもって算定しており、将来使用見込がなく売却が困難な資産については、零としております。

また、使用価値については将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため零としております。

3. 抱合せ株式消滅差益

連結子会社であった株式会社住重エス・エヌビジネス及び住重環境技術株式会社を吸収合併したことにより、抱合せ株式消滅差益を特別利益に計上しております。

4. 関係会社株式評価損

当社が保有するSumitomo SHI FW Energie B.V.の株式及びHighview Enterprises Limitedの株式にかかる評価損であります。

5. 金額の端数処理

表示未満の端数を四捨五入して表示しております。